第3回 金融審議会ディスクロジャーワーキング・グループ（令和3年度）

資料２

事務局参考資料

2021年10月29日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動き

II. サステナビリティ開示の考え方

III. 個別のサステナビリティ項目の開示

A) 多様性の確保

B) 人的資本への投資

C) 人権、知的財産への投資、その他の環境課題等

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明、ロードマップ（2021年10月）

- G20財務トラック下のサステナブルファイナンス作業部会が公表した「G20サステナブルファイナンス・ロードマップ」では、IFRS財団によるサステナビリティ基準策定に関する今後の行動を提示している

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2021年10月13日公表）（抜粋）

我々は、**サステナブル・ファイナンス作業部会（SFWG）が作成した、G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ及び統合レポートを承認する**。当初、気候に焦点を当てたロードマップは、自発的かつ柔軟性のある、複数年にわたる行動指向の文書となっている。

G20サステナブルファイナンス・ロードマップ（2021年10月7日公表）（抜粋）

＜重点領域2：持続可能性に関するリスク、機会及び影響に関する一貫した、比較可能で意思決定に役立つ情報＞
行動6：**G20は、企業価値創造に関するサステナビリティ関連情報の開示のための国際的に一貫した、比較可能で信頼性の高いベースライン基準を策定するIFRS財団の作業プログラムを歓迎する**。これらの**基準は、TCFDの枠組みに基づき**、幅広いステークホルダーと協議しながら**他のサステナビリティ報告組織の作業を考慮したものであるべき**である。

- 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を含むIFRS財団の作業プログラムは、IFRS財団モニタリング・ボードによる公的監視の下、**透明で包括的なガバナンス構造**及び幅広いステークホルダーとの協議プロセス**により統治されるべき**である。
- ISSBは、**国および地域の要件との相互運用性の柔軟性を許容**しつつ、**中小企業への不均衡な負担を回避する必要性も考慮**しながら、ベースラインとなるグローバルなサステナビリティ報告基準を策定すべきである。
- ISSBは、当初は気候関連の情報に焦点を当て、**将来的には、自然、生物多様性、社会問題などのサステナビリティに関連するその他のトピックにも対象を広げるべき**である。
- ISSBが開発する報告基準は、**証券監督者国際機構（IOSCO）によるエンドースメントのための評価の対象**となる。もし**エンドースされた場合、その基準は個々の法域によって、自主的に、国または地域の基準設定プロセスを通じて**、あるいは国内の報告要件を設定する際に、**基準を検討することができる**。各法域は、国際基準を採用、適用、またはその他の方法で利用するための独自の法的枠組みを有する。

（出所）G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明、G20 Sustainable Finance Roadmap

ISSB基準策定への積極的な参画①（成長戦略）

- 成長戦略には、サステナビリティの開示に係る国際基準の策定に積極的に参画する旨が盛り込まれている

成長戦略実行計画（2021年6月18日閣議決定）

第3章 グリーン分野の成長

3. カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

（3）サステナビリティに関する開示の充実

コーポレートガバナンス・コード等を通じて、プライム市場（来年4月の東証の市場再編後、時価総額が大きく、より高いガバナンス水準を備える企業が上場する市場）上場企業等に対して、TCFD等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す。また、**国際基準の策定に日本として戦略的に参加する**。

成長戦略フォローアップ（2021年6月18日閣議決定）

2. グリーン分野の成長

（3）カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

iii）サステナビリティに関する開示の充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- **国際基準の策定に関して、国際会計基準（IFRS）財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。**

ISSB基準策定への積極的な参画②（IFRS財団へのレター）

- 2021年8月、日本からIFRS財団に、サステナビリティ基準の開発について貢献を表明するレターを発出

  - 2021年8月31日、IFRS財団への資金拠出、及びIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの活用を提案する旨、IFRS対応方針協議会（メンバー：日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所、日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省）名でレターを発出
  - 本レターについては、年金積立金管理運用独立行政法人、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本投資顧問業協会、環境省も賛同

IFRS財団への日本からの資金拠出	・IFRS財団が設置予定の**サステナビリティ基準設定主体（ISSB）におけるサステナビリティ基準の開発について、**国際会計基準（IFRS）の開発と同様、**人的及び技術的貢献を行いたい旨表明**。 ・**ISSBの設立資金及び設立後数年分の運営のための資金（シード・キャピタル）とISSBの中長期的な運営のための資金の双方について、**GDP比に応じた一定割合など、**応分の負担に基づき継続的に拠出を行う意向を表明**。また、金融庁からもISSBへの支援に関連する予算要求を行っている旨表明。 ・2021年7月に公表された、**カナダによるIFRS財団への資金拠出の表明を歓迎**（注）。
IFRS財団アジア・オセアニアオフィスの活用	・アジア・オセアニア地域におけるサステナビリティ報告の拠点として活用すべく、**IFRS財団アジア・オセアニアオフィス**（2012年より東京に設置）**のサステナビリティ基準に関する活動の支援をしていく旨表明**。 ・また、2022年9月に設置期限が到来する同オフィスについて、**東京におけるオフィスの存続について前向きな検討を要望**。

（注）2021年7月23日、カナダ政府はIFRS財団宛にレターを送付し、財務省・中央銀行・民間団体等を含む55を超える機関のサポートのもと、IFRS財団が設置予定のサステナビリティ基準設定主体（ISSB）のカナダへの誘致、及び運営に伴う初期費用の拠出等を行う用意がある旨表明している

目次

I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動き

II. サステナビリティ開示の考え方

III. 個別のサステナビリティ項目の開示

A) 多様性の確保

B) 人的資本への投資

C) 人権、知的財産への投資、その他の環境課題等

マテリアリティについての開示の状況

- 日経225構成企業のうち、統合報告書においてマテリアリティに言及する企業は64%、有価証券報告書においてマテリアリティに言及する企業は21%

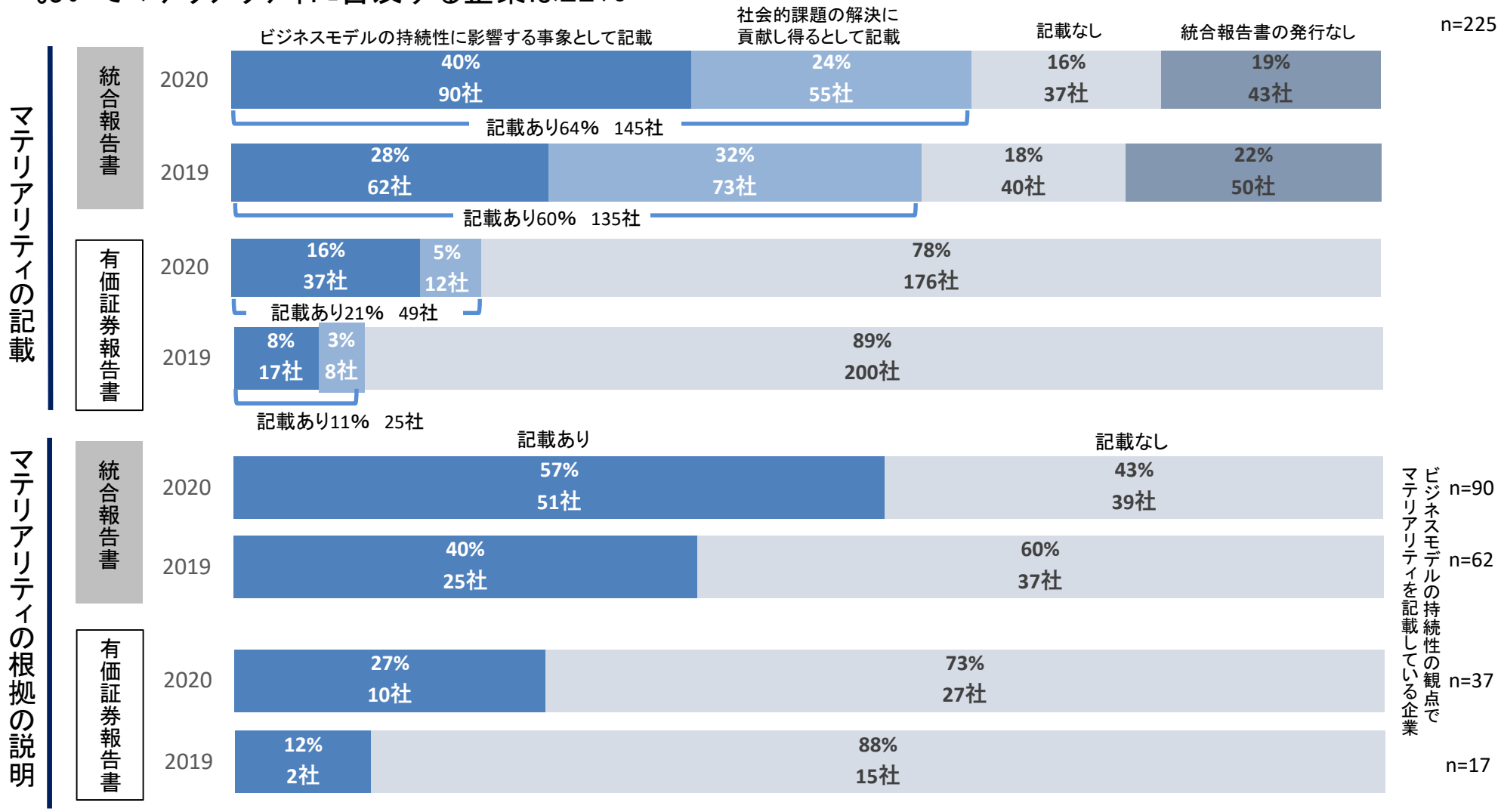

（出所）KPMG「日本企業の統合報告に関する調査2020」

有価証券報告書の非財務情報の義務付けの考え方

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2016年4月18日） 抜粋

非財務情報の内容によっては、制度上、開示を義務付けるべきものが出てくることも考えられるため、開示を義務化すべき情報についての考え方を整理しておくことも重要である。こうした中、有価証券報告書は、虚偽記載について刑事罰等の厳重な制裁があることや、投資判断のために真に重要な情報を分かりやすく開示する必要があることにも鑑み、今後、非財務情報の開示を明示的に義務付けるかどうかを検討する場合には、

- 投資者の投資判断に真に必要な情報であるか
- 当該情報が証券市場において浸透し、投資者が誤解なく利用できるものとなっているか
- 開示を求めることにより開示企業が負担するコスト、投資者等による情報の獲得と評価のために負担するコストなど、市場全体としてのコストが過大とならないか
- 開示を求めることにより、開示企業が萎縮し、全体として情報開示の質と量が低下することにならないか
- 他の法律により、開示が要求されているか

などの要素を総合的に検討することが適当であると考えられる。

有価証券報告書の記載事項①（開示されうるサステナビリティ情報の例）

有価証券報告書（企業情報）の構成

- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  - 従業員の状況
  - 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  - 事業等のリスク
  - MD&A
  - 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
  - コーポレートガバナンスの概要
  - 役員の状況
- 第5　経理の状況
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

開示されうるサステナビリティ情報の例

- 人的資本
- 人的資本への投資　参考資料P25
- 人権
- 多様性の確保　説明資料P13・参考資料P17
- 知的財産への投資　参考資料P38
- その他の環境課題　参考資料P40
- サイバーセキュリティ　参考資料P42
- サステナビリティに関する課題への取組状況　参考資料P26
- 知的財産への投資　説明資料P28
- サステナビリティ関連のガバナンス
- 多様性の確保

有価証券報告書の記載事項②（一般的事項、経営方針等）

一般的事項	**●企業内容等の開示に関する内閣府令　第三号様式　（記載上の注意）** (1)　一般的事項 a　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（略）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 **●企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）** １－７　一般的な開示書類の記載における留意事項 (2)　重要性 **投資者の投資判断に誤解を生ぜしめないためには、個別に規定されていない事項であっても、投資者の投資判断上、重要な事項であれば開示される必要がある**。なお、重要な事項であるか否かは、個別の事情、具体的な事案等に応じて実質的に判断される必要があり、投資情報として必ずしも重要でない事項について、漏れなく開示が要求されるものではない。
経営方針 経営環境 及び 対処すべき課題等	**●企業内容等の開示に関する内閣府令　第二号様式　（記載上の注意）** (30)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 a 最近日現在における連結会社（略）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、**連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明**を含め、(27)aの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、**経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等**がある場合には、その内容を記載すること。 b 最近日現在における連結会社が**優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題**について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載すること。（後略）

有価証券報告書の記載事項③（事業等のリスク）

事業等のリスク	**●企業内容等の開示に関する内閣府令　第二号様式　（記載上の注意）** (31) 事業等のリスク ａ　届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、**経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下a及び(32)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。以下aにおいて同じ。）**について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。 （後略） **●企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）** Ｃ 個別ガイドライン Ｉ「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン １　開示府令第二号様式記載上の注意(31)a、第四号の三様式記載上の注意(7)a及び第五号様式記載上の注意(10)aに規定する**「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。**なお、**記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。** (1) 会社グループがとっている特異な経営方針に係るもの　（略） (2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動に係るもの　（略） (3) **特定の取引先等で取引の継続性が不安定であるものへの高い依存度に係るもの**　（略） (4) **特定の製品、技術等で将来性が不明確であるものへの高い依存度に係るもの**　（略） (5) 特有の取引慣行に基づく取引に関する損害に係るもの　（略）

有価証券報告書の記載事項④（事業等のリスク、MD&A）

事業等のリスク	(6) 新製品及び新技術に係る長い企業化及び商品化期間に係るもの　（略） (7) 特有の法的規制等に係るもの　（略） (8) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの　（略） (9) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの　（略） (10) 会社と役員又は議決権の過半数を実質的に所有している株主との間の重要な取引関係等に係るもの （後略）
MD&A	**●企業内容等の開示に関する内閣府令　第二号様式　（記載上の注意）** (32)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ａ　届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、**経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容**を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の⑵から⑷までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の⑸から⑼までに掲げる事項を含めて記載すること。 (a)~(d)　略 ⑸　経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、**経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）**を(30)aの規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。**なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。**（後略）

目次

I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動き

II. サステナビリティ開示の考え方

III. 個別のサステナビリティ項目の開示

A) 多様性の確保

B) 人的資本への投資

C) 人権、知的財産への投資、その他の環境課題等

多様性確保の状況①（女性役員数の推移等）

- 現在、上場企業における女性役員の人数は3,000人超までに増加したものの、役員数全体に占める女性役員の比率は7.5%にとどまる
- 女性の社外役員・社内役員を有する企業の割合を見ると、社外役員は増加傾向にあるが、社内役員については伸び悩みが見られる

上場企業の女性役員数の推移

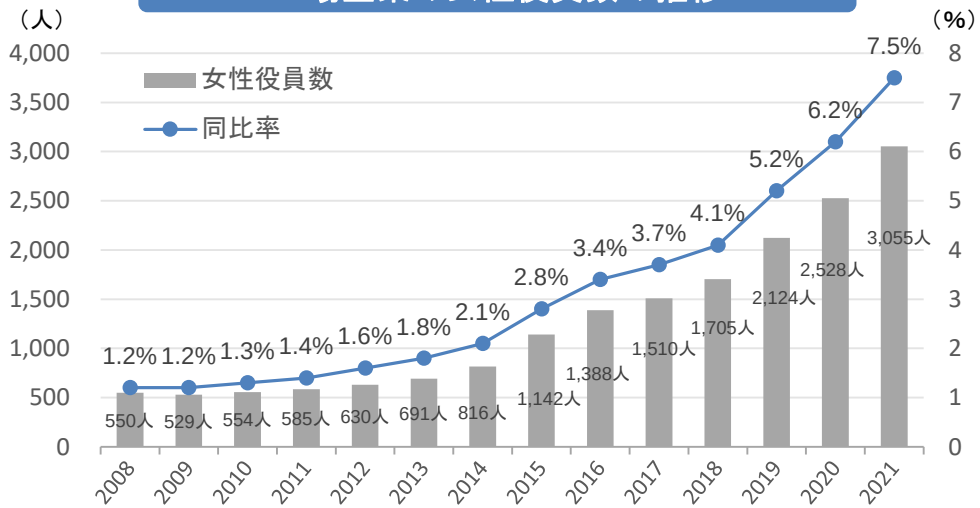

（注）調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は全上場企業（ジャスダック上場企業を含む）
「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役
（出所）東洋経済新報社「役員四季報」より金融庁作成

諸外国の大企業における女性役員割合（2020年）

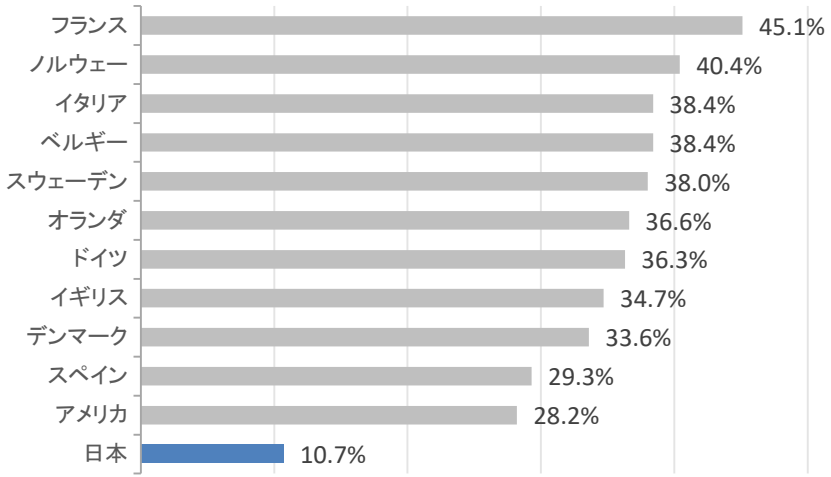

（注）EU諸国及びノルウェーについては、blue-chips indexに含まれている企業の中で最も大きい50企業、その他の国については、MSCI ACWI indexに含まれている企業が対象
（出所）OECD Statisticより金融庁作成

女性の社外・社内役員を有する企業の割合

	社外役員		社内役員	
	社外取締役	社外監査役	社内取締役	社内監査役
2019年	36.8%	17.0%	6.7%	2.5%
2020年	45.8%	21.8%	7.0%	2.5%
2021年	53.4%	25.9%	8.8%	3.5%

（注）N=1,694社、1,595社、1,749社。アンケート調査の対象は、全国証券取引所の上場企業（国内会社で、新興市場・外国企業を除く）2,690社、2,727社、2,704社（いずれも2019年調査、2020年調査、2021年調査の順）
（注）取締役の分母：回答社数−無回答、監査役の分母：回答社数−監査役はいない−無回答
（出所）商事法務 No.2275（2021年10月5日-15日合併号）、No.2256（2021年3月5日号）、No.2216（2019年12月5日号）より金融庁作成

多様性確保の状況②（管理職・役員に占める女性割合）

□ 取締役の候補となりうる管理職に占める女性の割合は、2020年時点で13.3%とのデータが存在

管理職・役員に占める女性の割合の推移

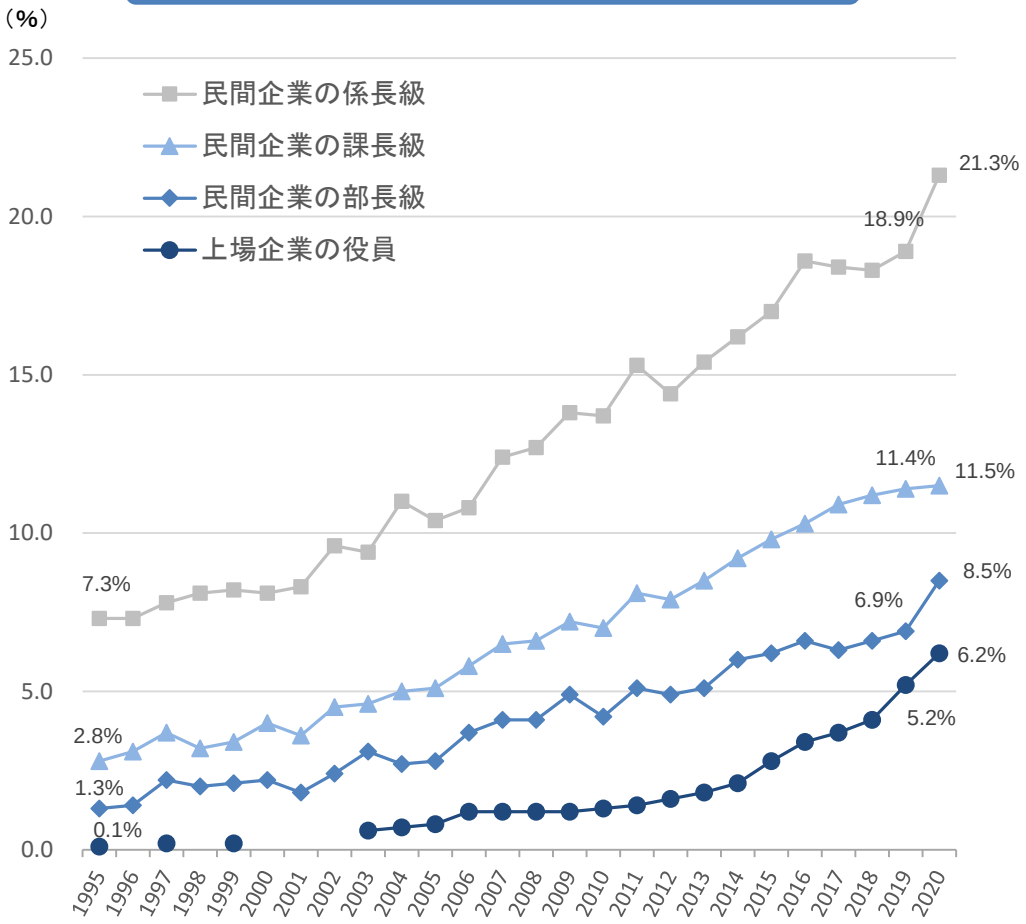

（注）民間企業の部長級、課長級、係長級は、100人以上の常用労働者を雇用している企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者について、上場企業の役員は、全上場企業の、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役について集計
（出所）内閣府「男女共同参画白書令和3年版」、東洋経済新報社「役員四季報」より金融庁作成

就業者・管理職に占める女性の割合

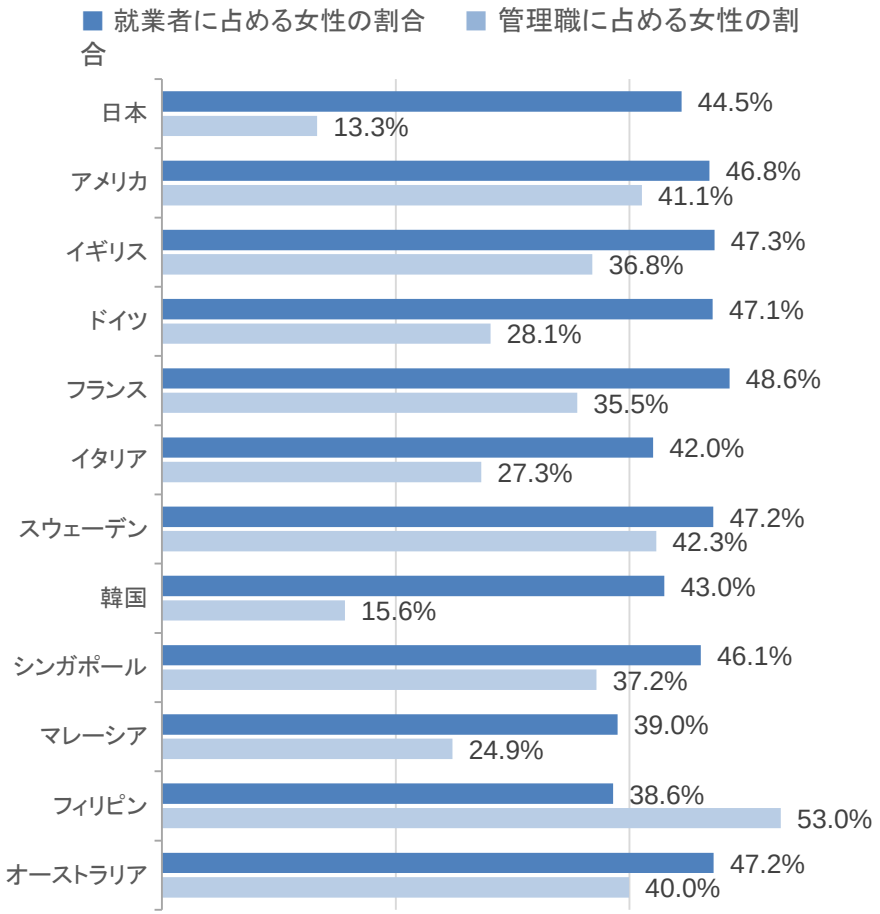

（注）イギリスは2019年、その他の国は2020年
（出所）ILOSTAT Databaseより金融庁作成

多様性確保の状況③（育児休業）

- 育児休業取得率は、近年、女性は8割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向にある（2020年度：12.7%）

育児休暇取得率の推移

女性

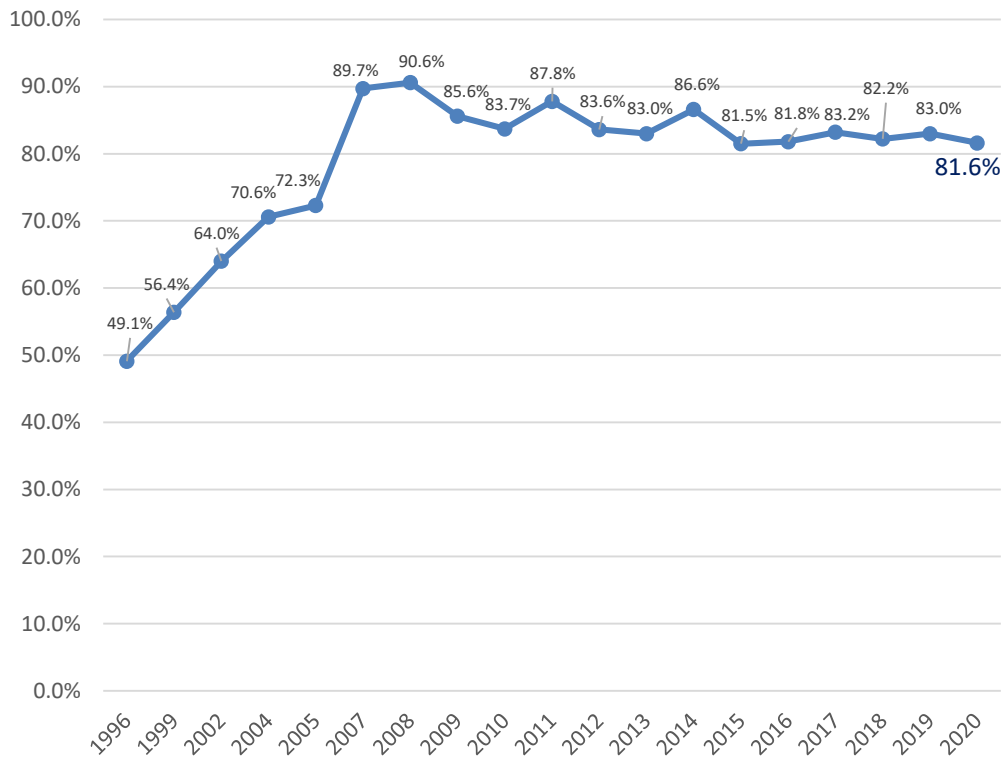

男性

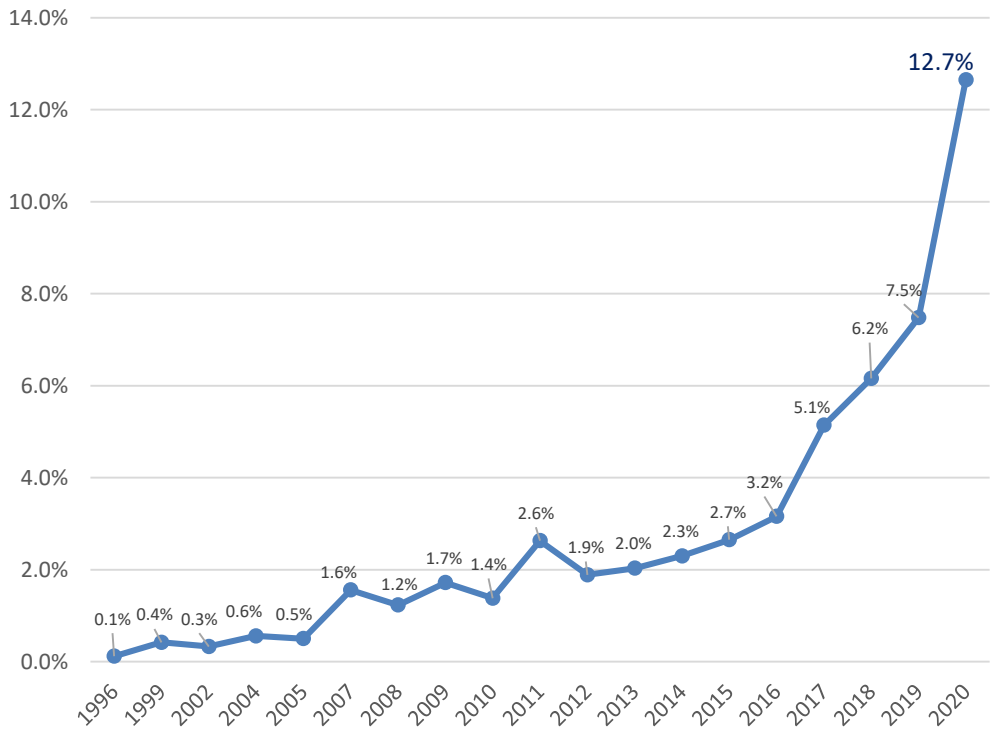

（注1）育児休業取得率＝出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数/調査前年の9月30 日までの1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数
（注2）2010年度までは、調査前年度1年間
（注3）2011年度の[ ]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果
（出所）厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」（2021年7月31日公表）

ダイバーシティと業績・株価評価の関係

◻ 取締役・執行役員の社内女性割合は、企業業績、株式評価ともに正の有意性を示すとの分析結果がある

分析手法

- ボード・ダイバーシティの各要素（一期前）及び売上高（当期）の自然対数を説明変数とし、財務数値であるROA（企業業績）、トービンのQ（株式評価）を被説明変数として重回帰分析を行う

（被説明変数がROAの場合）

$$ROA_t = \alpha + \beta_1 AGDIF_{t-1} + \beta_2 AGEMIN_{t-1} + \beta_3 WEX_{t-1} + \beta_4 WID_{t-1} + \beta_5 FEX_{t-1} + \beta_6 FID_{t-1} + \beta_7 MID_{t-1} + \beta_8 MCD_{t-1} + \beta_9 FIN_{t-1} + \beta_{10} SLS_t + \varepsilon$$

分析結果

企業業績			株価評価	
ROA			TOBINSQ	
	Estimate	t value	Estimate	t value
(Intercept)	-1.491	-0.220	0.321	0.230
AGDIF	0.025	0.369	0.008	0.556
AGMIN	-0.138	-1.392	-0.013	-0.647
WEX	0.181	1.716 *	0.113	5.157 ***
WID	0.063	1.017	0.026	2.019 **
FEX	-0.174	-1.482	-0.028	-1.157
FID	-0.319	-2.236 **	-0.025	-0.864
MID	0.025	0.671	0.001	0.129
MCD	-0.026	-1.337	-0.002	-0.581
FIN	0.182	2.950 ***	0.014	1.105
SLS	1.272	3.259 ***	0.107	1.332
Adjusted R-Square	0.177		0.280	
F-statistic:	3.105 ***		3.105 ***	

P<0.01 ***　P<0.05 **　P<0.1 *

ボードダイバーシティの各要素

AGDIF	：取締役会における最高齢と最若齢の年齢差
AGMIN	：取締役会における最若齢者の年齢
AGMAX	：取締役会における最高齢者の年齢
WEX	：取締役・執行役員に占める社内女性役員の割合
WID	：取締役会に占める社外女性取締役の割合
FEX	：取締役・執行役員に占める社内外国人役員の割合
FID	：取締役会に占める社外外国人取締役の割合
MID	：取締役会に占める女性及び外国人を除く社外取締役の割合
MCD	：取締役会に占める社内中途入社取締役の割合
FIN	：取締役会に占める金融業務経験のある取締役の割合

財務数値

SLS	：売上高
ROA	：総資産利益率
TOBINSQ	：トービンのQ

- 取締役・執行役員に占める社内女性役員の割合は、企業業績、株式評価ともに正の有意性を示している

（参考）分析対象企業は、全上場企業のうち、東証33 業種の「化学」に属する売上高500億円以上の企業100社
（出所）松田千恵子（2020）.「ボード・ダイバーシティは投資意思決定に影響を与えるか？」、異文化経営研究17号、P63-78

多様性の確保の開示例

◻ 女性管理職比率、男性育休取得率を含む、多様性確保の取組みの開示例

第一生命ホールディングス株式会社　有価証券報告書（2021年3月期） P18,21

経営　多様性　人材

（1）【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

③　資産運用・アセットマネジメント事業

＜サステナブル（持続可能）な社会を目指した機関投資家としての取組み＞

・ 第一生命は、日本全国のお客さまからお預かりしている資金を幅広い資産で運用するユニバーサル・オーナーとして、中長期的な投資リターンの獲得と多様なステークホルダーを意識した持続可能な社会の実現の両立を目指した資産運用を行っております。

・ 2021年３月期は、持続可能な社会の実現に向けてＥＳＧ投資を更に力強く進めるために、「ＥＳＧ投資の基本方針」を公表いたしました。

・ＥＳＧ投資の基本方針（概要）

①全資産の運用方針・運用プロセスにＥＳＧ要素を組込み（2024年３月期完了を目標）

②当社が設定する重点的な社会課題の解決に向けた投融資（2024年３月期末までに2020年３月期末比で累計投資金額を倍増以上）

③投資先企業のＥＳＧ取組み促進に向けたスチュワードシップ活動

・ 具体的な取組みとしては、ＥＳＧ投資を通じた新型コロナウイルス対策支援として、ソーシャルボンド（コロナ債等）の発行機運の高まりを受けた債券投資や、インパクト投資を通じたヘルスケア関連のイノベーション創出を後押しいたしました。

・ 更に、2050年までに運用ポートフォリオの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを対外的に表明する等、気候変動問題に対する取組みを一段と強化いたしました。

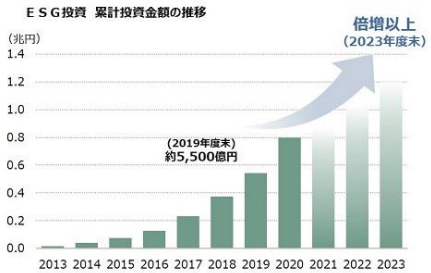

⑥　ダイバーシティ＆インクルージョン

当社グループでは、多様化するお客さまの価値観・ニーズを先んじて捉え、お客さまの期待を超える体験・感動をお届けすることで持続的成長を実現するためには、私たちも多様性に富んだ人財・組織である必要があるという考えの下、「ダイバーシティ（人財の多様性）」と「インクルージョン（お互いに包摂すること）」を推進しております。

加えて、従業員一人ひとりがかけがえのない個性を発揮し、自分らしく健康でいきいきと働くことができる企業文化・風土の醸成や、ライフスタイルに合わせた就業を可能とする制度の整備を通じた働き方改革を推進することで、「働きがい」を高めてまいります。

（中略）

（2）

＜2021年３月期の主な取組み＞

・ 女性が活躍できる環境の構築がダイバーシティの推進、ひいては企業価値の向上に資するとの認識から、意識・風土の改革、能力開発の充実、ワーク・ライフ・マネジメントの推進を３本柱として取組みました。

・ 当社及び国内生命保険３社では、2020年代に女性管理職比率30%の実現を目指し、女性リーダーの安定輩出と定着を推進しております。2021年４月時点において女性役員数※1は７名、前中期経営計画期間に25%の目標を掲げた女性管理職比率※2は27.5%に達しました。加えて第一生命では、国内生命保険会社で初となる「30% Club Japan Investor Group※3」へ加入する等、機関投資家としてジェンダーダイバーシティ促進に取り組みました。

・ 当社グループでは、グループ企業行動原則（ＤＳＲ憲章）及びグループ人権方針において基本的な人権の尊重を明確に打ち出すとともに、ＬＧＢＴ※4フレンドリーな企業を目指し、従業員の理解促進に向けた研修や社外イベントへの参加等に取り組んでおります。2021年３月期は、「PRIDE指標2020※5」において最高位の「ゴールド」を５年連続で受賞いたしました。

・ 第一生命では、グループの持続的な成長のための人財育成方針の一環として、マネジメント職を目指すことに重きを置いていた従来のキャリアパスを、高度な専門性を持つ人財の活躍の場が広がるように複線化する等、人事制度を抜本改定いたしました。人財の市場価値を意識した、個の能力の活用と伸長、均質的な人財育成からの脱却、高度な専門性を持つ人財の獲得・活躍の促進等を目指します。

＜非財務情報ハイライト＞

連結従業員数	64,823名
女性管理職比率 ※２	27.5%
障がい者雇用率 ※６	2.22%
海外従業員比率 ※７	11.7%
男性育児休業取得率 ※８	91.4%

※1　2021年４月時点、当社及び第一生命合計（執行役員を含む）

2　2021年４月時点、当社及び国内生命保険３社合計、営業部長・機関担当のオフィス長・オフィス長代理を含んでおります。

3　ジェンダーダイバーシティの促進を通じて投資先企業の中長期的企業価値向上を目指す機関投資家グループ

4　女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障害を含む性別越境者（トランスジェンダー、Transgender）等の人々を意味する各単語の頭文字を組み合わせた表現

5　任意団体「work with Pride」が策定した職場におけるＬＧＢＴ等への取組みの評価指標

6　2020年６月１日現在、持株会社および第一生命(キャリアローテーション者を含む)・第一生命情報システム・第一生命ビジネスサービス・第一生命チャレンジドの合計

7　2021年３月末時点、海外子会社５社合計

8　2021年３月末時点、持株会社および第一生命(キャリアローテーション者を含む)の合計

（1）機関投資家としての取組みとして、ESG投資の基本方針や累計投資金額の推移を記載
（2）ダイバーシティの推進に対する取組みを、定量的な情報も含めて記載

（出所）第一生命ホールディングス株式会社 有価証券報告書（2021年3月期）P18、21

多様性確保の開示に関する取組（コーポレートガバナンス・コード改訂）

改訂前コーポレートガバナンス・コード

【原則２－４．女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議での議論

- ✓ 企業経営にとって多様性はイノベーションや新しい価値創造の源泉であって、経営戦略の要だという認識がある。コロナ後の企業の変革をますます進めるために、ガバナンスの面から、また経営の有り様という面からも、多様性を確保するというのは重要である
- ✓ まずは自社に必要な多様性についての考え方の公表があった上で、多様性に関する典型事項、例えばジェンダーや国際的知見、中途採用といった者の管理職などの体制について測定可能な目標や状況を策定・公表していくということには意義がある
- ✓ 人材育成や社内環境の整備については、成果を測ることが必要である。これは、まず社内でPDCAを回すのに有効であることと、一部でも良いのでその内容が開示されると、株主からそれらの活動のサポートを得られるということがある

改訂版コーポレートガバナンス・コード

新設

補充原則２－４①　上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。
**　また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。**

（注）改訂箇所は青字

多様性確保の開示に関する動向①（米英の上場規則案）

◻ 米国、英国の上場規則において、企業の多様性確保に向けた動きがみられる

	Nasdaq	FCA FINANCIAL CONDUCT AUTHORITY
概要	■ 2020年12月1日、米ナスダック証券取引所は、上場企業に対し取締役会の多様性確保に関する上場規則案を証券取引委員会（SEC）に提出。2021 年8月6日、SECが承認	■ 2021年7月28日、英金融行為規制機構（FCA）は、上場企業の取締役会に多様性を確保を促す上場規則の改訂案を公表、市中協議を実施（コメント期限2021年10月20日）
対象企業	■ ナスダック証券取引所上場企業	■ ロンドン証券取引所プレミアム市場及びスタンダード市場の上場企業
開示要件	■ 取締役のうち少なくとも2名が多様性を有しているかどうかComply or Explain ベースでの開示を要求 ✓ 具体的には、女性と自認する取締役1名以上、及び、人種的少数派又はLGBTQ+と自認する取締役1名以上の配置を求め、配置しない場合はその理由を説明 （※）外国発行体、小規模企業、及び取締役が5名以下の企業は要件の緩和あり ■ 取締役が自発的に自己申告した性別や人種、LGBTQ+の状況に関する情報の年次集計及びマトリックスでの開示　等	■ 以下の目標を達成しているかどうかComply or Explainベースでの開示を要求することを提案 ✓ 取締役の40%以上が女性であること（自認を含む） ✓ 取締役会の上級役員（会長、最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）、上級独立取締役）のうち少なくとも1名が女性であること（自認を含む） ✓ 取締役の少なくとも1名が非白人のエスニック・マイノリティー（人種的少数派）であること ■ 取締役会の上級役員の構成に関して性別・人種別に表での開示要求を提案
開示媒体	■ 委任状説明書または情報説明書（企業が委任状説明書を提出しない場合は、年次報告書）または自社ウェブサイト	■ 年次報告書
適用時期	■ 多様性を有する取締役の配置、又は配置しない理由の説明 ✓ 1名の多様性を有する取締役の配置：2023年8月7日 ✓ 2名の多様性を有する取締役の配置：2025年8月6日（一部の市場区分については2026年8月6日） ■ 取締役会の多様性を示したマトリックスの開示：2022年8月	■ 2022年1月1日以降開始する会計年度より適用開始予定

（出所）US SEC承認命令 (Release No. 34-92590; File Nos. SR-NASDAQ-2020-081; SR-NASDAQ-2020-082)（2021年8月6日）、UK FCA Consultation Paper" Diversity and inclusion on company boards and executive committees"（2021年7月28日）、各種レポート等

多様性確保の開示の海外動向②（英・仏の制度）

	英国		フランス	
	ダイバーシティ全般	ジェンダー	ダイバーシティ全般	ジェンダー
取締役	●年齢、性別、学歴又は職歴についての多様性方針（適用しない場合はその理由）、同方針の目標、同方針をどのように実施したか及び当期における結果に関する説明 【FCAの開示透明性規則、大規模上場企業等対象、取締役報告書に記載】	●性別構成 ●【会社法、上場企業対象、戦略報告書に記載】	● 取締役会（consel de administration）における性別、年齢、資格、職歴等の多様性方針・その方針の目標・実施手段とその結果 【商法、特定の上場企業対象、コーポレートガバナンス報告書に記載】	●（同左）（注1）
管理職	－	【シニアマネージャー】 ●性別構成 ●【会社法、上場企業等対象、戦略報告書に記載】	－	－
従業員一般	－	●性別構成 ●【会社法、上場企業等対象、戦略報告書に記載】 ●従業員のジェンダーの多様性 ●【会社法を受けた戦略報告書ガイダンス、従業員500名超の上場企業等・銀行・保険会社対象、戦略報告書に記載】	● 性別・年齢・地域別労働者構成（注2） ● 反差別方針（注2） 【商法、特定の上場企業等対象、非財務報告書に記載】	●（同左）（男女別労働者構成） ●（同左）（男女平等のための措置） ● 男女の賃金格差の指標とその是正措置 【商法・労働法、従業員50人以上の企業対象、自社ウェブサイトに記載】

（注1） 上場企業では、男女いずれかの取締役(administrateurs)の割合が、全取締役の40%を下回ってはならないとされており、これに反する取締役の任命は無効となる（商法）
（注2） 事業活動の主要なリスクや方針に関係する場合に限る
（参考）ジェンダーについては、「ダイバーシティ全般」の項目に含まれている場合は（同左）としている

多様性確保の開示の海外動向③（独の制度）

ドイツ

	ダイバーシティ全般	ジェンダー
執行役、監査役	● 企業の代表機関やスーパーバイザリー・ボードの構成に関し、年齢、性別、学歴又は職歴についての多様性方針（適用しない場合はその理由）、同方針の目標、同方針をどのように実施したか及び当期における結果に関する説明 【商法、大規模上場企業等対象、経営報告書（コーポレートガバナンス報告書）に記載】	● スーパーバイザリー・ボードの監査役について、会社法の定める男性・女性比率30%の実現義務達成の有無及び達成していない場合はその理由 【商法、従業員2,000人超の上場企業等対象、経営報告書（コーポレートガバナンス報告書）に記載】(注) ● スーパーバイザリー・ボード及びマネジメント・ボードの役員について、自社が定めた目標値達成の有無及び達成していない場合はその理由 【商法・株式会社法、従業員500人超の上場企業等対象、経営報告書（コーポレートガバナンス報告書）に記載】 ● （同左）
管理職	―	**【執行役より1段及び2段下の管理職】** ● 自社が定めた女性比率の目標値達成の有無及び達成していない場合はその理由 【商法・株式会社法、従業員500人超の上場企業等対象、経営報告書（コーポレートガバナンス報告書）に記載】
従業員一般	―	● 男女平等を確保するために講じられる措置 【商法、大規模上場企業・金融機関・保険会社対象、非財務報告書に記載】

（注） 従業員2,000人超の上場企業では、男女いずれかの監査役の割合が、全構成員の30%を下回ってはならないとされており、これに反する任命は無効となる（株式会社法）
（参考）ジェンダーについては、「ダイバーシティ全般」の項目に含まれている場合は（同左）としている

目次

I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動き

II. サステナビリティ開示の考え方

III. 個別のサステナビリティ項目の開示

A) 多様性の確保

B) 人的資本への投資

C) 人権、知的財産への投資、その他の環境課題等

人的資本への投資の現状①（企業と投資家の見方）

- 中長期的な投資・財務戦略の重要項目のうち、人材投資に関しては、投資家の67.3%が重視
- 機関投資家が人材関連情報に着目する理由としては、約半数が企業の将来性への期待や優秀人材の確保を挙げている

中長期的な投資・財務戦略の重要項目

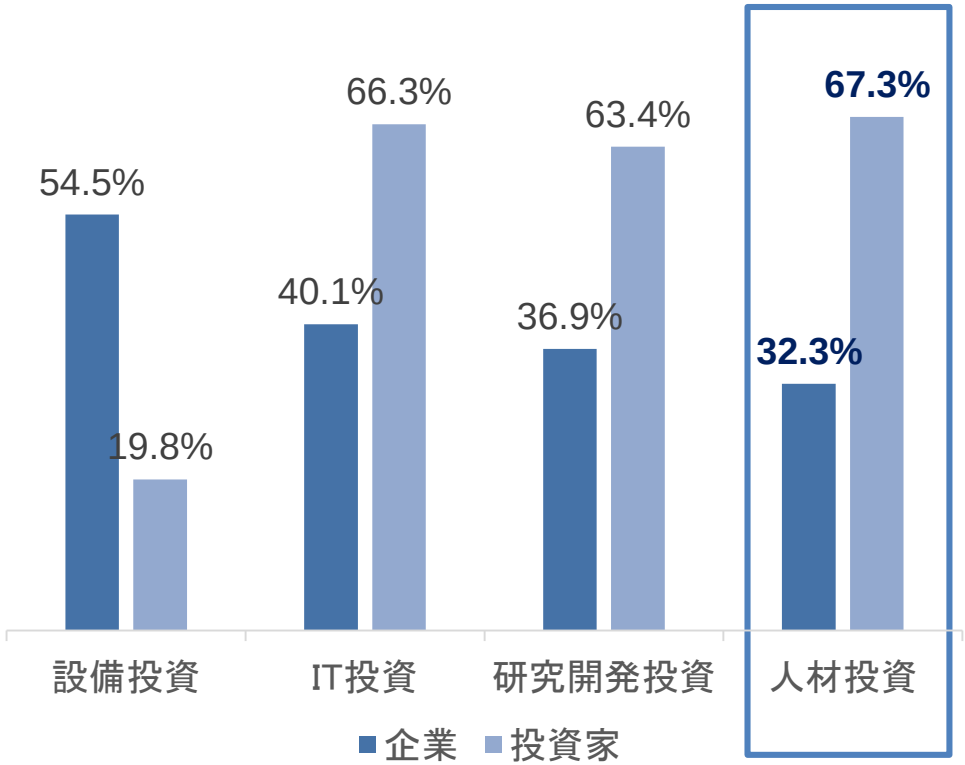

機関投資家が人材関連情報に着目する理由（複数回答可）

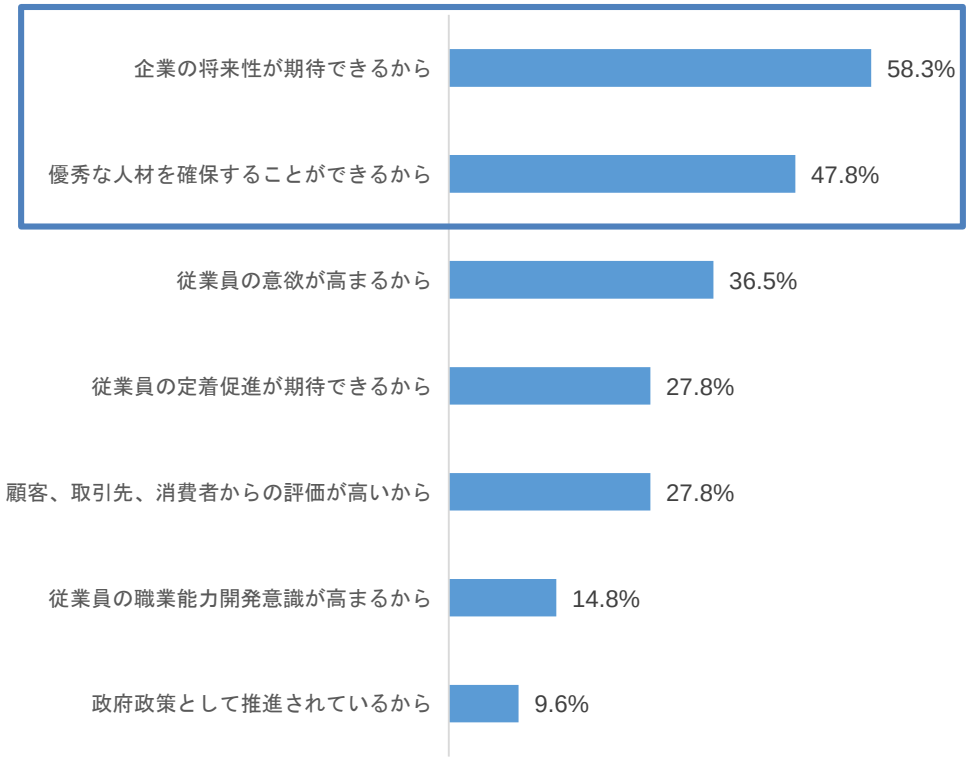

（出所）一般社団法人生命保険協会「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート 集計結果（2020年度版）」（本アンケート項目の企業の回答数は499、投資家の回答数は101。3つまで選択可）より金融庁作成。独立行政法人労働政策研究・研修機構「企業の人的資産情報の「見える化」に関する研究」（2018年12月7日公表）より金融庁作成

人的資本への投資の現状②（人的資本への投資に関する意見）

□ 人材投資については、従前より、コストではなく投資と捉えるべきとの意見が聞かれたが、コロナを経て、人材投資の重要性の意識の高まりが見られる

コロナ前の議論

- イノベーションを生み出す根本的要素は人材。したがって、人的資本の獲得、育成、活用がうまくいっているかどうかが重要となる。
- 経営戦略があって人材戦略がマッチしているかという点で、一貫性、整合性が重要であるということが共通してあった。投資家として、経営戦略における人材への関心を強める局面というのは、特に人材がその企業の競争優位性に直結する、キーとなっている状況。人材のクオリティやアウトプットの生産性が企業の競争優位性に明確に直結する事業を展開する企業については対話をして細かく見ていく。
- 人材投資をコストではなく投資効果を表していく動きが企業の中で広がれば、結果的に個々の企業の企業価値が上がるだけではなく、日本の価値、全体の価値の向上につながり、海外投資家の日本ブランドへの関心が高まる余地があるのではないか。
- 日本は、人材投資や組織改革に関する無形資産投資が少なく、相対的に研究開発などの革新的資産の割合が高いという結果になっている。しかし、日本もOJT 含めて人的投資をそれなりに行っているという感覚を持っており、投資効果を上手く見える化できていないのではないか、有効な情報発信ができていないのではないか。

コロナ後の指摘

- コロナ後、個々の社員の役割がより重要になる。
- コロナ後の急激な変化の中、従業員の状況の把握は、経営陣・取締役会にとって重要になると考える。
- 人的資本投資（時短中心の働き方改革ではなく、モチベーション、アイデア開発、生産性向上をターゲットとした変革）が必要。
- Diversity & Inclusion（女性登用だけでない外国人も含む多様なバックグランド。日本企業がガラパゴスにならないオープンさ）が必要。（多様性に接していないと多様性の広さがわからないD&Iの“鶏と卵”問題）

（出所）経済産業省「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会」における意見、2020年3月以降に金融庁において行った企業や投資家、有識者へのヒアリング等より金融庁作成

人的資本への投資に関する開示例①

有価証券報告書

オムロン株式会社　有価証券報告書（2021年3月期） P19-20

（1）【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

また、人財マネジメントにおいて、人権の尊重と労働慣行という社会的課題に対して、人権デューデリジェンスのプロセスを構築しました。人権デューデリジェンスとは、企業活動を通じて人権に与えうるマイナス影響を認識し、防止し、対処するために企業が実施すべきプロセスです。この人権デューデリジェンスのプロセスにより、グローバルで人権リスク分析を行い、2020年度は全生産拠点の25拠点のセルフアセスメントを実施しました。課題がある拠点は対策を検討し、是正措置を実施しています。また、この活動の対象は自社従業員に留まらず、国内グループ会社においては、派遣会社・委託先の従業員に対する取組みへと拡大しています。この活動を通じて、当社グループで働くすべての人たちの人権が尊重されたよりよい職場環境を実現してきました。2021年度以降は、この取組みをバリューチェーンにも広げ、当社グループのビジネスに関わる人たちの人権の尊重を徹底していきます。

＜人権の尊重と労働慣行に対するサステナビリティ目標と実績＞

当社グループの取組み	マネジメント体制の確立と改善活動の実施 ・ マネジメント体制の確立（人権方針、組織体制の確立） ・ 生産拠点における人権リスク分析の実施と是正
2020年度目標	・ 人権デューデリジェンスのプロセスの設定・導入 ・ 全生産拠点における人権リスク分析の実施と是正
2020年度実績	・ 自社従業員に加え、派遣会社・委託先の従業員に対しても運用開始 ・ 全生産拠点（25拠点（注））でリスク分析・是正の実施

（注）当社グループの生産高80%以上を占める生産拠点（軽微な生産は除く）

その他、人財アトラクションと育成において、海外重要ポジションに占める現地化比率：３分の２(66%)の目標に対して計画的交代実施が定着し、４分の３（75%）を達成しました。また、ダイバーシティ＆インクルージョンについては、女性管理職比率：８％(グループ国内)の目標に対して、6.7%(グループ国内)になりました。女性若手社員のキャリア開発意欲が高まりつつあるものの、中長期的な候補者母集団の形成が課題となっています。これらについては、引き続き目標を設けて取り組んでいきます。サプライチェーンマネジメントについては、全重要仕入先におけるサステナビリティセルフチェックで目標点（85点：ローリスク化)が達成でき、サプライチェーンでのサステナビリティが確実に前進できました。

（2）

＜その他のサステナビリティ目標と実績＞

		2020年度目標	2020年度実績
人財マネジメント	人財アトラクションと育成	企業理念実践に向けたTOGA（注１）の発展的継続	2020年12月に開催された2019年度グローバル大会には社外ゲスト200名を含め過去最大の16,000名が参加。共感・共鳴の輪の拡がりが確実に加速した。2020年度テーマエントリーについては　6,461件（51,033名）
		海外重要ポジションに占める現地化比率：３分の２(66%)	現地化比率　４分の３（75%）（注５）
		社員向けエンゲージメントサーベイ実施によるPDCA加速	回答率 ： 90%　社員の声を聴いて改善するサイクルが定着

		2020年度目標	2020年度実績
人財マネジメント	ダイバーシティ＆インクルージョン	女性管理職比率：８％(グループ国内)	6.7%（注５）(グループ国内、2021年４月20日時点実績)
		障がい者雇用率：法定雇用率以上の雇用人数拡大(グループ国内)	障がい者雇用率 ： 3.0%(法定雇用率2.2%)（注５）
	従業員の健康	健康経営の浸透度の向上(Boost５（注２）をベースにした活動をグローバルに浸透)	Boost５の３項目以上達成者:45.3%コロナの影響もあり運動と食事に課題。海外では社員の健康意識を高めるオンライン・イベントを提供
	労働安全衛生	OSH国際規格認証取得生産拠点数：生産高80%を占める拠点での取得	生産高80%以上を占める拠点の認証取得完了
		推進人財の継続配置（全対象サイト）	労働安全衛生マネジメント人財配置の維持継続
ものづくり・環境	製品安全・品質	新規開発品の製品安全アセスメント実施率 ： 100%	新規開発品の製品安全アセスメント：100%実施
		製品安全アセスメントの進化	新規開発品への適用101件、運用定着を確認
	サプライチェーンマネジメント	重要仕入先に対するサステナビリティセルフチェック実施 ： 100%実施	重要仕入先に対してセルフチェック100%実施
		サステナビリティセルフチェック点数：RBA（注３）で85点以上達成	すべての重要仕入先においてRBA基準85点以上（ローリスク）達成
	化学物質の適正な管理と削減	電子体温計と電子血圧計等の普及による水銀削減 ： 69t/年	水銀削減 ： 70t/年
		フロン(CFC)の2018年度全廃、フロン(HCFC)、水銀(蛍光灯)の全廃	１年前倒しでフロン、水銀の全廃完了
リスクマネジメント	誠実で公正な事業活動	グループガバナンスの飛躍的な進化	OGR（注４）整備とグローバル浸透の仕組みの構築を完了
	情報セキュリティ・個人情報保護	新たな情報セキュリティ体制の構築	法務やITなどの専門部署による施策推進、情報セキュリティ管理委員会による定常的活動など、明確化した責任に基づく活動が定着

（注１）　TOGA：The OMRON Global Awardsの略で、仕事を通じて企業理念の実践にチャレンジし続ける風土を醸成するためのグローバル全社員参加型の取り組み。
（注２）　Boost５：心身の健康状態を把握するための重点テーマ５項目（運動、睡眠、メンタルヘルス、食事、タバコ）を選定し、指標化したもの。
（注３）　RBA：Responsible Business Allianceの略。電子業界を中心とするグローバルなCSRアライアンス。
（注４）　OGR：オムロングループルール。マネジメントの透明性・公平性・グローバル性を確保し、適切で迅速な意思決定を行う経営基盤として制定した社内ルール。
（注５）　海外重要ポジションに占める現地化比率、女性管理職比率、障がい者雇用率は第三者機関による保証を受ける予定です（統合レポート2021で開示）。

（1）人権の尊重と労働慣行という社会的課題に対し、構築した人権デューデリジェンスのプロセスに関する取組みを記載
（2）サステナビリティに関する指標として会社が独自に設定した「海外重要ポジションに占める現地化比率」、「女性管理職比率」等の目標と実績を記載

（出所）オムロン株式会社 有価証券報告書（2021年3月期） P19-20

人的資本への投資に関する開示例②

有価証券報告書

株式会社中国銀行　有価証券報告書（2021年3月期） P35

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

⑦経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当行では、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　⑸経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標」に記載のとおり、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標を定めています。

2020年４月よりスタートさせました中期経営計画『未来共創プラン　ステージⅡ』（期間：３年間　2020年４月～2023年３月）においては、前中期経営計画での構造改革（戦略投資及びBPRによる効率化・営業力強化）の成果をもとに、外部環境の変化に迅速に対応するとともに、地域社会とともに発展する「当行独自のビジネスモデル」の実現に向け、組織力と人財育成を強化していきます。

中期経営計画における指標の当事業年度における達成・進捗状況につきましては、下記のとおりです。

中期経営計画１年目の2020年度は、各施策の取組みを通じて、着実に実績を積み上げることが出来ました。引き続き、ＫＰＩ達成を通じて、長期的な域内（東瀬戸内経済圏※１）人口とＧＤＰの向上を目指します。

ステークホルダー	KPI	2020年度実績	中計最終年度（2022年度）	長計最終年度（2026年度）
地域社会	SDGsに資する地域課題取組み件数	持続的向上	持続的向上	－
	① 創業支援先数※2および事業承継支援先数※3の合計	65先	3年間累計200先	－
	② 金融リテラシー向上等に資する活動※4	195件（3,000名以上の受講）	持続的向上	－
お客さま	お客さま満足度※5(個人・法人)	'20年度 法人アンケート満足度74%（前回 '18年度70%）	持続的向上	持続的向上
従業員	人件費支払前コア業務純益における労働分配率※6	54.03%	54%以上	－
株主 外（全ステークホルダー）	親会社株主に帰属する当期純利益	144億円（中計最終年度に迫る水準）	150億円	300億円
	連結総自己資本比率(バーゼルⅢ)	13.44%	12%安定維持	12%安定維持
	連結ROE	2.68%	－	(単年度) 5%以上

※１：東瀬戸内経済圏・・・岡山県、香川県、広島県東部（備後地域）、兵庫県西部（播磨地域）

※２：創業支援先数・・・当行が開催する創業支援イベント等により、創業した先数

※３：事業承継支援先数・・・事業承継コンサルティングサービス受託先数

※４：金融リテラシー向上等に資する活動・・・金融リテラシー、ビジネススキル等の向上に資する各種イベント・勉強会等の開催件数

※５：お客さま満足度・・・お客さまアンケート「満足・やや満足」の合計（法人・個人アンケートを隔年で実施）

※６：人件費支払前コア業務純益における労働分配率・・・人件費÷（コア業務純益＋人件費）

（出所）株式会社中国銀行　有価証券報告書（2021年3月期）P35

労働環境整備に関する開示例

有価証券報告書における労働環境整備の開示（イメージ）

当社は、企業の社会的責任を果たすため、自己評価や監査等を通じて、当社サプライチェーンの課題把握と改善に取り組んでおります。

当社サプライチェーンにおいて、環境、労働安全衛生に係る問題、労働災害の発生、児童労働、強制労働や外国人労働者への差別等の人権に係る問題等が生じた場合、当社の社会的な信用が低下し、顧客からの取引停止等により、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、関連する法規制の強化による対応費用が発生したり、顧客要求に適応できず一部事業からの撤退を余儀なくされたりするなどにより、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社は、定期的にセルフチェックとアセスメントを実施するとともに、第三者認証による〇〇監査を拠点毎に頻度を決めて実施しています。特に児童労働防止への取組みとして、リスクが高いと考えられる拠点と委託先に対し、追加のセルフアセスメントを行っています。また、〇〇室が、強制労働抑止につながる労働時間管理の徹底を推進しています。

（出所）有価証券報告書の開示事例を基に金融庁作成

人的資本開示の状況（人材戦略と経営戦略の紐づけ）

- 人材マネジメントの課題として、「人材戦略と経営戦略が紐づいていない」という回答をした者が最も多く、3割を超える

人材マネジメントの課題（複数回答）

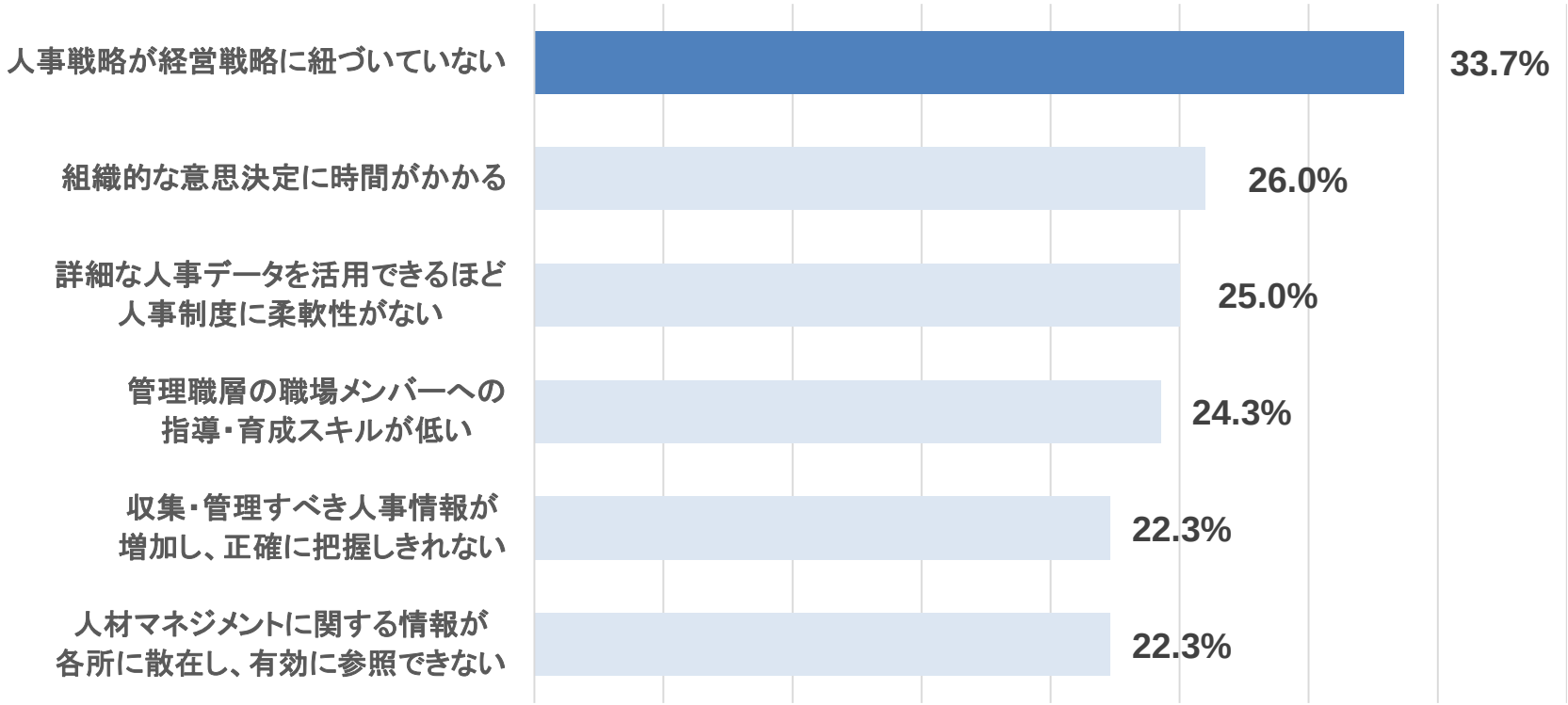

（注）従業員人数300名以上の日本企業に勤める人事部門の課長相当以上の役職者300人を対象に、2019年6月にインターネット調査を実施
（資料）パーソル総合研究所「タレント・マネジメント実態調査」（HITO REPORT 2019年10月号）より経済産業省作成
（出所）経済産業省「第1回 持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会」資料

人的資本開示に関する海外動向（米国SECの年次規制アジェンダ）

- 2021年6月、米国SECは公表した注目すべき規制分野では、気候リスクの他、「従業員と取締役の多様性」を含む「人的資本」等に関する開示が挙げられている

SEC Announces Annual Regulatory Agenda
FOR IMMEDIATE RELEASE 2021-99
Washington D.C., June 11, 2021 —

The Office of Information and Regulatory Affairs today released the Spring 2021 Unified Agenda of Regulatory and Deregulatory Actions. The report, which includes contributions related to the Securities and Exchange Commission, lists short- and long-term regulatory actions that administrative agencies plan to take.

“To meet our mission of protecting investors, maintaining fair, orderly, and efficient markets, and facilitating capital formation, the SEC has a lot of regulatory work ahead of us,” said SEC Chair Gary Gensler. “I look forward collaborating with my fellow commissioners and the dedicated staff to propose and finalize rules that will strengthen our markets, increase transparency, and safeguard investors.”

Notable proposed and final SEC rulemaking areas include:

Disclosure relating to climate risk, human capital, including workforce diversity and corporate board diversity, and cybersecurity risk …

目次

I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動き

II. サステナビリティ開示の考え方

III. 個別のサステナビリティ項目の開示

A) 多様性の確保

B) 人的資本への投資

C) 人権、知的財産への投資、その他の環境課題等

人権に関する取組①（「ビジネスと人権」に関する行動計画）

「ビジネスと人権」に関する行動計画（概要）

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

- 「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持。G7・G20の首脳宣言でも行動計画に言及。
- 投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要。企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要。
- 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、政府として行動計画を策定。
- 新型コロナウイルス感染症の文脈においても、行動計画を着実に実施していく必要。

2 行動計画の位置付け

- 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- SDGsの実現に向けた取組の一つとして位置付け。

3 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

- 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保
- 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

現状把握調査を含め、経済界、労働界、市民社会等との意見交換会を実施。令和2年2月に原案を作成し、パブリックコメントを実施。

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

(1)政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
(2)企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
(3)社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
(4)サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
(5)経済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・デリジェンスのプロセス（※）を導入することを期待。
（※ 企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと。）

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年、毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。

（出所）外務省「「ビジネスと人権」に関する行動計画の概要」

人権に関する取組②（英国の現代奴隷法）

目的：現代奴隷制が国内外で問題になっていることや奴隷制に係る国際的・EU地域の取決め等を踏まえ、現代奴隷に対処することで、違反者が確実に罰を受け、また被害者の支援・保護を向上させるために策定

対象企業	● イギリスにおいて商品またはサービスを提供 ● 年間総売上げ3600万ポンド超
推奨される開示内容	● 組織の構造、事業及びサプライチェーン ● 奴隷制度及び人身売買に関する方針 ● デューディリジェンス ● 事業およびサプライチェーンのうち、奴隷制及び人身売買のリスクがある部分並びにリスクを評価・管理するために取られた措置 ● その事業又はサプライチェーンにおいて奴隷制及び人身売買が行われないことを確保することの有効性（適切と認めるパフォーマンス指標に照らして測定） ● 従業員が受けられる研修内容
開示の方法	● 会計年度毎に、ウェブサイト等において公表 ⇒ 不遵守には強制執行命令を経て最終的に罰則が課される余地あり

今後検討される改正の内容

- 開示項目を見直すとともに、推奨から義務化へ
- 報告の場として政府が管理するポータルを導入
- 報告時期の統一
- 取締役会等による承認日や取締役等の署名日、グループ内の報告対象企業名の明記
- 不遵守に対する直接の罰則の導入
- 商業組織に加えて、公共団体にも開示を義務付け

年次報告書での言及例：Tesco plc（2021年2月期 年次報告書）

Modern Slavery Act

As per section 54(1) of the Modern Slavery Act 2015, our Modern Slavery Statement is reviewed and approved by the Board on an annual basis and published on our Group website. The statement covers the activities of Tesco PLC and its subsidiaries and details policies, processes and actions we have taken to ensure that slavery and human trafficking are not taking place in our supply chains or any part of our business. More information on our statement can be found on our website.

Deloitte社の調査によれば、2019年の段階で、FTSE上場企業100社のうち19社が年次報告書に現代奴隷法に基づく開示内容の全部又は一部を掲載し、56社が外部媒体との相互参照情報を記載している。

現代奴隷法に基づく開示に係るガイドライン（Transparency in Supply Chains etc. A practical guide 2017、英国内務省）、サプライチェーンの透明性に関する意見聴取に対する政府回答（Transparency in supply chains consultation Government response、2020年9月22日付け、英国内務省）及び2021年1月12日付け英国政府プレスリリースに基づき金融庁作成

（出所）Tesco Annual Report 2021、Deloitte “Annual report insights 2019 Surveying FTSE reporting” P17

人権に関する開示①（有価証券報告書における「人権」への言及）

- 近年、有価証券報告書において「人権」に言及する企業が増加。特に「事業等のリスク」において記載する企業が増加

有価証券報告書における「人権」キーワード記載企業数

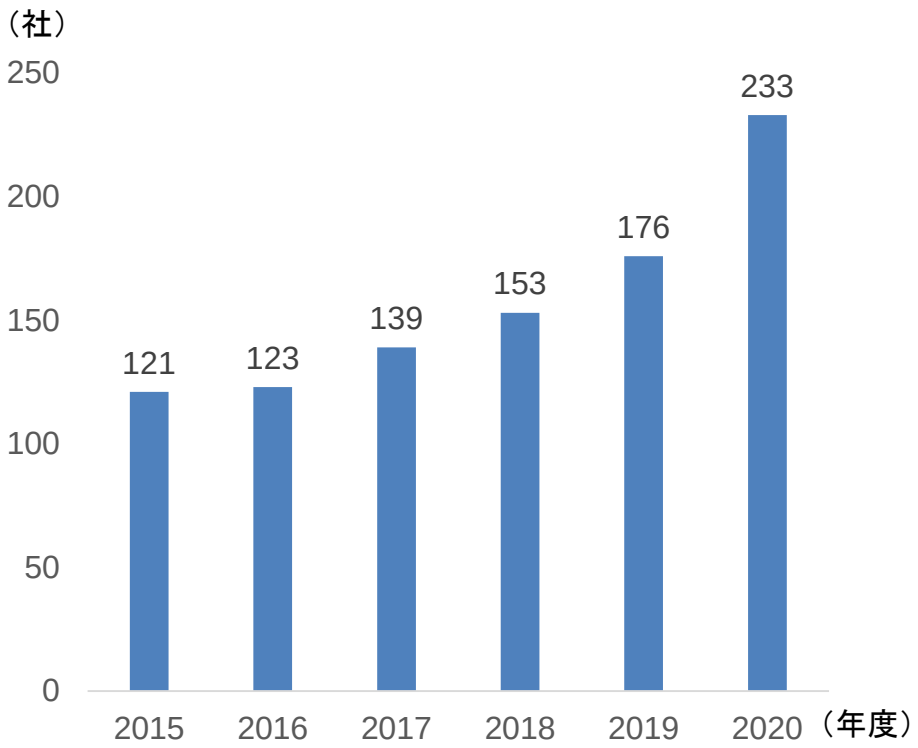

有価証券報告書における「人権」キーワード記載箇所の推移

（社）

	2018	2019	2020
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	43	56	80
事業等のリスク	23	30	78
コーポレート・ガバナンスの状況	72	92	112

（出所）株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所「法定開示書類にみるESG Vol.15～ 人権」（2020年12月23日発行）より金融庁作成

人権に関する開示②（人権に関する取組の開示）

◻ NIKKEI225構成企業において、人権に関する取組みの開示を行う企業は増加傾向

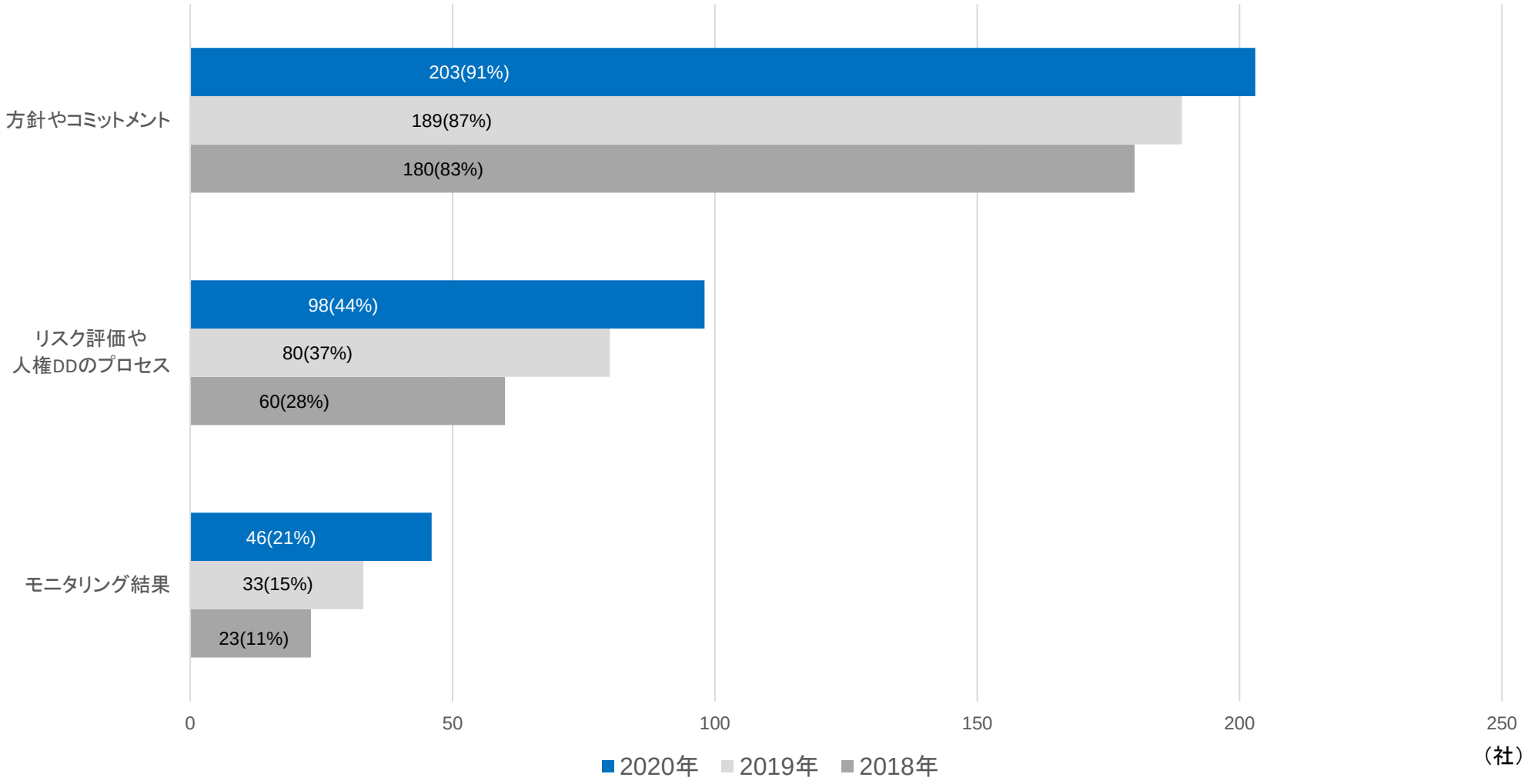

（参考）NIKKEI225（2021年2月時点）の構成銘柄となっている日本企業が2020年に開示したサステナビリティ情報を対象に調査を行ったもの。サステナビリティ情報を開示している企業は2020年は223社（2019年は218社、2018年は217社）
（出所）KPMG「日本におけるサステナビリティ報告 2020」

サプライヤー評価の開示状況

- NIKKEI225構成企業において、サプライヤー行動規範を開示している企業、サプライヤーに対するアンケート調査やオンサイト調査を実施している企業は、それぞれ168社、135社に達する

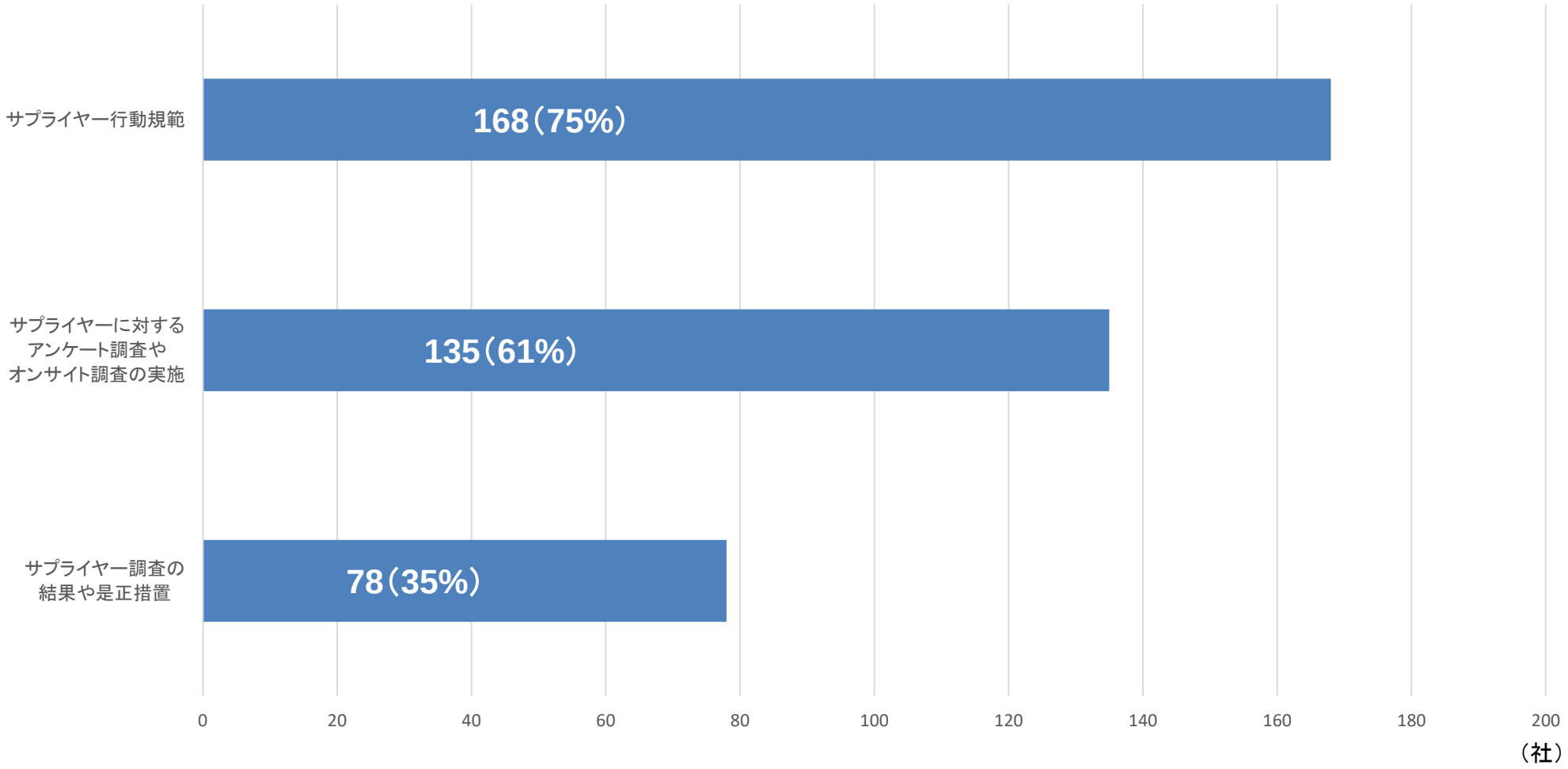

（参考）NIKKEI225（2021年2月時点）の構成銘柄となっている日本企業が2020年に開示したサステナビリティ情報を対象に調査を行ったもの。サステナビリティ情報を開示している企業は2020年は223社
（出所）KPMG「日本におけるサステナビリティ報告 2020」

知的財産情報に関する開示①（機関投資家の声）

国内の機関投資家の声

- 投資先企業の環境関連技術に関する特許データに基づき、気候変動によって生じるコスト・利益の現在価値を算出し、気候変動によって企業価値が将来的にどの程度変化するかを分析。
- 各セクターにおける当該企業の特許の占有率にそのセクターにおけるグリーンレベニューの額及び利益率を掛けることで、当該企業が気候変動で得られる可能性がある機会を将来にわたっての利益額として示した。
- 運用会社のアナリストが理解できるくらいの特許情報を企業が開示することが重要。投資家にとっては、特許情報を使わなければならないという切実な状況があり、ニーズはある。

海外の機関投資家の声

- 英国拠点では、投資運用額の半分程度をいわゆる「ESG投資」に振り向けているのが特徴。そのESG投資で重視しているのが知的財産の情報だ。
- 知財情報は、企業（が出願し、獲得した知財）のありのままの姿を現している。ESG投資に欠かせないデータとして数年前から利用を始めている。企業が現在、そして将来、どんな方向に向かおうとしているのかを示し、どんな研究開発に力を入れようとしているのかを知ることができる。ESG投資に欠かせないデータとして数年前から利用を始めている。
- 知財を分析すれば、その会社が各事業のどんな分野で強みをもつか、判断することができる。

（出所）内閣府「第1回 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」資料より金融庁作成

知的財産情報に関する開示②（市場価値に占める無形資産等）

- 米国では、市場価値に占める無形資産の割合が増加している。日本では依然として有形資産への投資のウェイトが高い

市場価値に占める無形資産の割合（米国・S&P500）

日米の有形資産投資・無形資産投資（対GDP比）

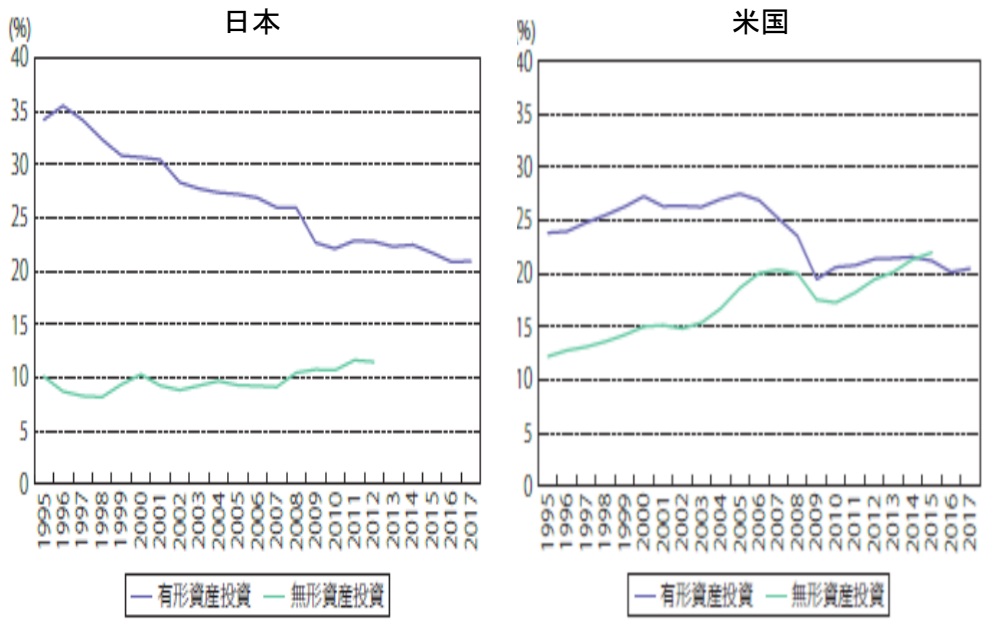

（出所）OCEAN TOMO, LLC INTANGIBLE ASSET MARKET VALUE STUDY, 2020、経済産業省「2020年版通商白書」から金融庁作成

知的財産情報に関する開示③（知的財産に関する開示例）

有価証券報告書

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、積層型のIPビジネスモデルを構築する中で、IPごとのランクを見える化し、Sランク（年商100億円以上）IPを３本以上、Aランク（年商40億円以上）IPを４本以上、Bランク（年商10億円以上）IPを５本以上保有することを事業目標としております。

また当社グループは、経営効率向上による収益性の向上と、良質なIPの開発・取得・発展によって企業価値の拡大を図るという観点から、売上総利益金額と売上高経常利益率を経営指標としております。

ブシロードグループが現在取り組む主なIP

主なIPの継続年数

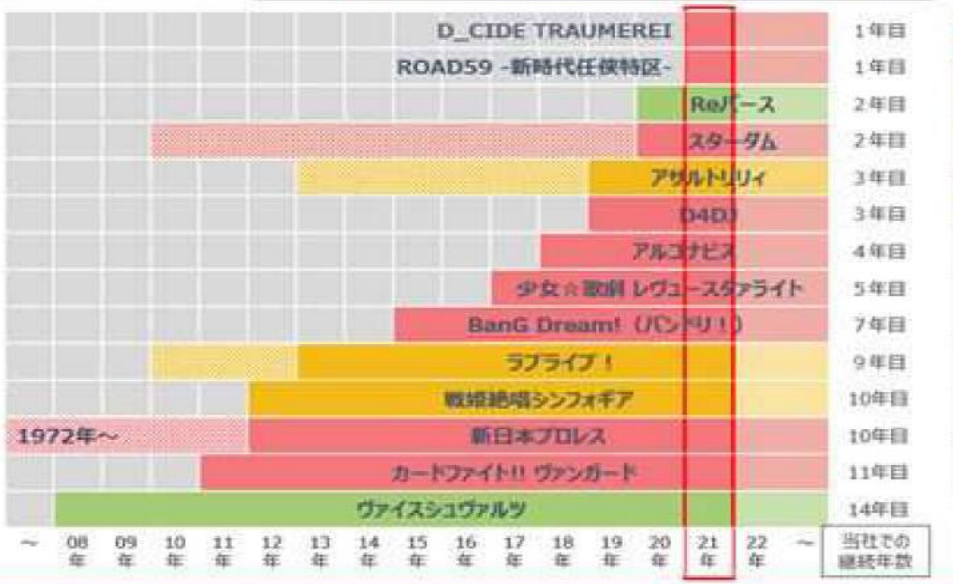

FY21売上高上位IP(*1)

	IP	区分
*2	BanG Dream! (バンドリ！)	自社IP
*2	ヴァイスシュヴァルツ	IPプラットフォーム型TCG
*2	カードファイト!! ヴァンガード	自社IP＋オリジナルTCG
	新日本プロレス	自社IP
	D4DJ	自社IP
	ラブライブ！	他社IP
	アサルトリリィ	他社IP
	戦姫絶唱シンフォギア	他社IP

*1 当社グループでの売上高の社内集計数値を基に作成。
*2 FY21の売上高40億円以上のIP

©bushiroad All Rights Reserved

（出所）株式会社ブシロード 有価証券報告書（2021年6月期）P20

その他の環境課題（水資源）に関する開示の状況

- NIKKEI225構成企業では水使用量を開示している企業が多い。また、水に関するリスクと機会を開示する企業は増加傾向

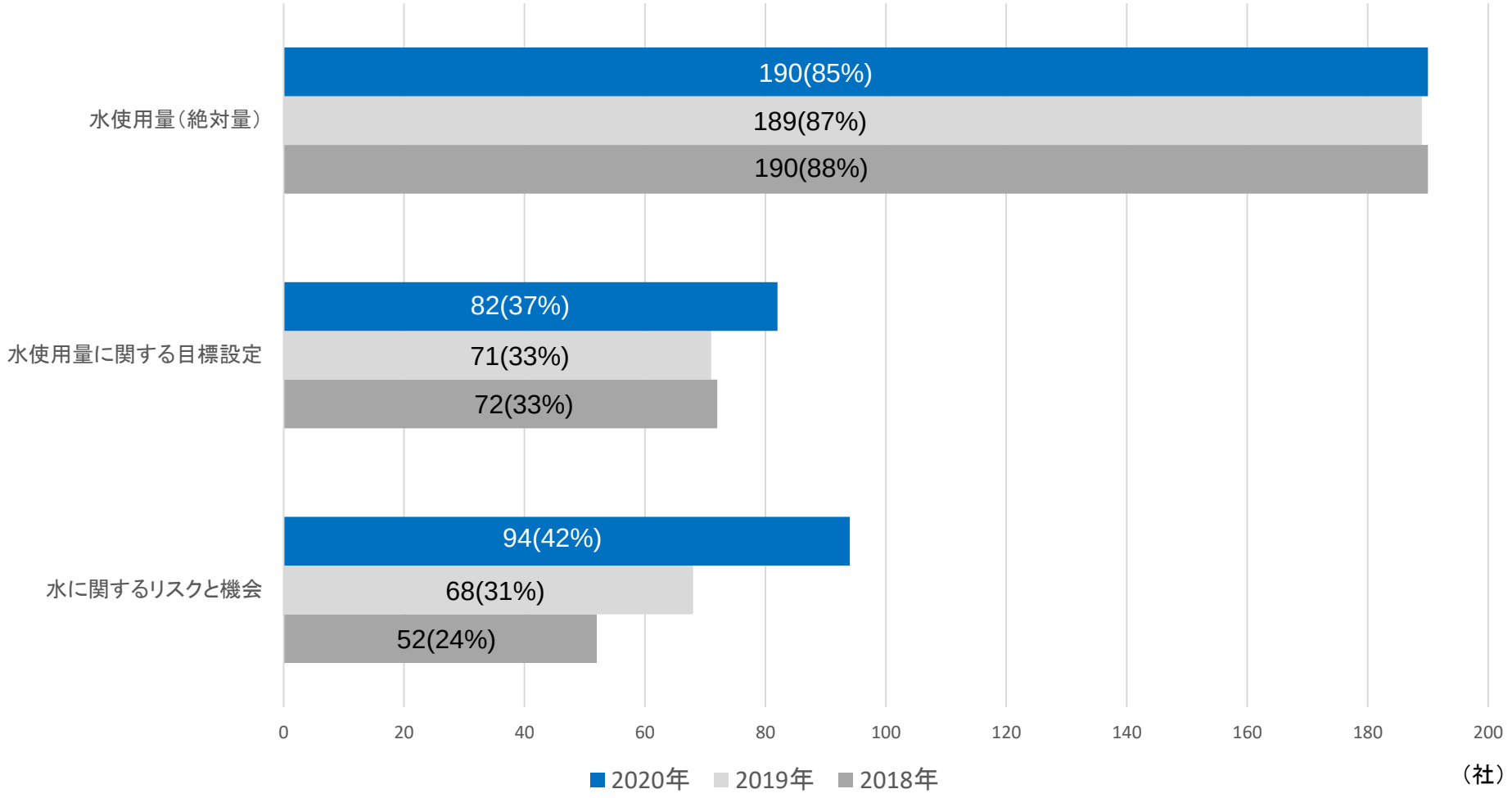

（参考）NIKKEI225（2021年2月時点）の構成銘柄となっている日本企業が2020年に開示したサステナビリティ情報を対象に調査を行ったもの。サステナビリティ情報を開示している企業は2020年は223社（2019年は218社、2018年は217社）
（出所）KPMG「日本におけるサステナビリティ報告 2020」

その他の環境課題（生物多様性）に関する開示例

有価証券報告書

カゴメ株式会社　有価証券報告書（2020年12月期） P21-22

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

環境

気候変動への対応／環境への配慮

野菜を育む水・土・大気を守る

自然の恵みを原料とするカゴメにとって、自然環境の保全は事業の継続のために必要不可欠です。特に、気候変動への対応は優先度の高い課題として認識し、気候変動シナリオ分析に着手しています。また、この他に水、生物多様性の保全やプラスチック使用量の削減などの重要課題にも積極的に取り組んでいます。

1. 気候関連情報開示の新しいフレームワーク（TCFD）への対応

G20金融安定理事会（FSB）が設置した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」より、最終報告書「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言」が2017年6月に公表されました。カゴメはこれに従い、19年に気候変動シナリオ分析を試行するなどTCFD提言への対応を進めています。

（1）

項目	活動内容
ガバナンス	カゴメグループは事業の最大のリスクを原料調達の途絶と考えています。地球温暖化は気温上昇の他、大型台風や暴風雨などの異常気象を発生させ、既にカゴメの原料産地でも大きな被害が発生しています。このリスクを回避すべく、カゴメはパリ協定を率先して遂行し、温室効果ガスの排出量削減に積極的に取り組むため、18年4月の取締役会でCO_2削減の中長期目標を決議しました。 代表取締役社長は、ISO14001に則ったカゴメ環境マネジメントシステムにおいて、トップマネジメントとして気候変動対応を含む当社の全ての環境活動を統括しています。社長は、環境に関する方針を掲げ、年2回のマネジメントレビューを通じて環境マネジメントシステムの有効性を評価し、その改善を指示する責任と権限を有しています。2019年度からスタートした「環境マネジメント3ヵ年計画」もマネジメントレビューの中で課題設定、モニタリング、課題の修正や追加が行われています。
戦略	気候変動の顕在化は、農作物を加工して販売する事業を行うカゴメにとって大きなリスクになるとともに、長年蓄積された技術を活用することで機会にもなり得ます。短期・中期的なリスクとしては、既に顕在化している暴風雨などの異常気象の激甚化や水不足、長期的には炭素税の上昇、消費者の行動変化、生物多様性の減少などがあります。これに対し、カゴメが過去から有している品種開発技術を用い、気候変動に対応できる野菜品種を開発・販売することや、少ない水での栽培を可能にするトマト栽培システムを世界展開することなどが機会になると考えます。 過去に、豪州の大雨によるトマト生産の減収や、国内のトマト菌園が大型台風により壊滅するなど、気候変動は事業の戦略や財務に直接的で大きな影響を及ぼしています。 上記のような気候変動のリスクや機会は、カゴメの事業そのもののリスクや機会でもあるため、その他のリスクとともに事業計画に組み込まれています。
リスク管理	カゴメではリスク管理の統括機関として「総合リスク対策会議」を設置しています。「総合リスク対策会議」は、代表取締役社長を議長として経営会議メンバーにより構成され、リスク対応方針や重要リスク対応課題について、迅速な意思決定を図るための会議です。この会議の中で、経営に及ぼすインパクトの大きさを総合的に判断し、優先度合いを決定しています。事業におけるリスク及び機会は、当社の課題やステークホルダーからの要求・期待、事業における環境側面の影響評価の結果などを総合して特定し、環境マネジメント3ヵ年計画の中で課題化し、全社で取り組んでいます。
指標と目標	カゴメは気候変動の緩和のための長期的な指標として、スコープ1・2において、16年対比で、CO_2排出量を30年までに20%以上、50年までに50%以上削減することを目標としています。またスコープ3では、カテゴリー1のCO_2排出量が多くを占めるため、21年までに主要サプライヤーのCO_2排出量削減目標を把握し、22年から共同で削減に取り組むことを目指しています。 また長期目標を達成するために「環境マネジメント3ヵ年計画」を策定し、各指標を設け達成に取り組んでいます。CO_2削減の取り組みは省エネ、創エネ、買いエネに区分されます。省エネでは国内外の工場で毎年生産量当たり1%のCO_2削減を行い、創エネでは太陽光発電の設置を推進し、買いエネでは21年からCO_2フリーの電力を購入する計画です。その他、工場で排出するCO_2を菌園のトマトの生育に活用するなど、個々のCO_2排出量削減活動を行い管理することで、カゴメグループとしてのCO_2長期削減目標の達成を進めています。

2. 気候変動シナリオ分析

カゴメは、TCFDの「気候変動関連財務情報開示タスクフォースによる提言」に従い、19年10月から20年1月までの間で、気候変動シナリオ分析を試行しました。分析はカゴメで最も大きく気候変動の影響を受けると思われる調達と生産を中心に、2℃及び4℃の気温上昇時の世界を想定し、リスク・機会の抽出と対応策を検討しました。この結果、2℃上昇時は炭素税の高騰が事業への大きなインパクトとなり、4℃上昇時は水価格の高騰と暴風雨などの異常気象の激甚化が事業に大きく影響を及ぼすことがわかりました。今回は調達と生産を中心に分析しましたが、今後は範囲を拡大し、気候変動による購買行動の変化への対応など商品に関する対応策にも力を入れて分析を進めてまいります。

（2）

カゴメグループのリスクと事業インパクト

リスク項目			事業インパクト		
分類	大分類	小分類	指標	考察（例）	評価
移行リスク	政策/規制	炭素税の上昇	支出	炭素税の導入により、原料、容器・包材へ幅広く影響しコストが上昇	大
		各国のCO_2排出量削減の政策強化	支出・資産	省エネ政策が強化され、製造設備の高効率機への更新が必要	中
	評判	消費者の行動変化	収益	気候変動により環境負荷を考慮した購買行動が拡大	大
		投資家の評判変化	資本	気候変動への対策が不十分な場合、投資家の評判悪化、資金調達が困難となる	小
物理的リスク	慢性	平均気温の上昇	支出・収益	作物の品質劣化や収量低下が発生	大
		降水・気象パターンの変化	支出・収益	降水量の増加や干ばつは作物産地に悪影響を及ぼし、原料価格が高騰	大
		生物多様性の減少	支出	昆虫の減少により植物の受粉が困難となり、調達不能な原料が発生	大
		害虫発生による生産量の減少	支出・収益	病害虫の拡大により作物の生産量や品質が低下し、安定調達が困難	中
		農業従事者の生産性の低下	支出・収益	気温上昇により農業従事者の労働生産性が低下し、調達コストが上昇	小
	急性	水ストレスによる生産量の減少	支出・収益	水不足により水の確保が困難となり、価格が高騰	大
		異常気象の激甚化	支出・収益	暴風雨などの異常気象の頻発で、被害を受ける産地が多発	大

カゴメグループのリスク対応策及び機会

リスク項目	リスク対応策	機会
炭素価格上昇	● カゴメグループでの省エネ・創エネ・買いエネによる50年CO_2排出量50%削減目標の達成 ● サプライヤーとの協働でのCO_2削減 ● 各商品の価格転嫁策の策定と実働 ● 自社のCO_2削減目標の引き上げ（排出量50%→0%）	
消費者の行動変化	● 消費者の購買行動の把握と的確な営業活動 ● 環境配慮商品や認証品の積極的な開発	● 異常気象時のニーズを捉えた商品開発と販売
平均気温上昇	● データ活用等のスマート農業での気候変動対応	● 気候変動に対応できる野菜品種販売の世界展開
降水・気象パターンの変化	● 気候変動に対応できる野菜品種の獲得（高温耐性、病虫害耐性）	
生物多様性の減少	● 生きものと共生する農業の提案と普及	● 菌園でハチを使用しないトマト栽培の促進
水ストレスによる生産量減少	● 工場での水のリサイクルや節水取り組み推進（膜処理等） ● 最小の水で生産できるトマト栽培システムの開発と利用 ● 資源循環型農業の推進（工場排水・雨水の農地利用）	● 最小の水で生産できるトマト栽培システムの世界展開
異常気象の激甚化	● 調達戦略の高度化（産地見直し、分散） ● 暴風雨時でも栽培可能なしくみづくり ● BCP対策の高度化（気候変動を想定）	● コトビジネスへの転換（原価変動に左右されないサービス事業へ）

（1）TCFD提言の開示項目ごとに活動内容を端的に記載
（2）生物多様性を含む、移行リスク及び物理リスクの各項目について、事業へのインパクトの程度等を記載

（出所）カゴメ株式会社 有価証券報告書（2020年12月期） P21-22

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）

- 2019年1月、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、Task force on Nature-related Financial Disclosure（自然関連財務情報開示タスクフォース）を着想
- パリ協定、ポスト2020生物多様性枠組、SDGsに沿って、自然を保全・回復する活動に資金の流れを向け直し、自然と人々が繁栄できるようにすることで、世界経済に回復力をもたらすことを目指す

設置経緯

- 2019年1月：世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想
- 2019年5月：G7 環境大臣会合（フランス）において、タスクフォース立ち上げを呼びかけ
- 2020年7月：グローバル・キャノピー、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、WWFの4機関によりTNFD 非公式作業部会（IWG）の結成を公表
- 2021年1月：マクロン大統領（フランス）による支持
- 2021年6月：共同議長としてロンドン証券取引所グループ（LSEG）のDavid Craig氏とCBD事務局のElizabeth Maruma Mrema氏の就任を表明し、TNFDのローンチを宣言。組織体制を構築中

タイムライン

～2021年	フェーズ0：準備	上記設置経緯を参照
～2022年	フェーズ1：構築	タスクフォースメンバーのアナウンス、TNFDのフレームワークの構築
2022年	フェーズ2：テスト	新興国と先進国のマーケットにおけるフレームワークのテスト及び修正
2023年	フェーズ3：協議	20の新興国及び先進国市場の金融規制当局、データ作成者、データ利用者との協議
2023年	フェーズ4：公表	主要・特定のイベントやコミュニケーションを通じてフレームワークのローンチ
2023年	フェーズ5：導入	フレームワークの導入を支援する継続的なガイダンス

G7におけるコミュニケ抜粋（仮訳）

- G7気候・環境大臣会合コミュニケ（2021年5月20日、21日）

「我々は、自然関連の財務情報開示に関する作業の重要性を認識し、自然関連財務情報開示タスクフォースの設立とその目的に関心を持って留意する」

- G7財務大臣・中央銀行総裁声明（2021年6月5日）

「我々は、自然関連財務情報開示タスクフォースの設立及びその提言に期待する」

（出所）環境省 第44回 中央環境審議会自然環境部会 資料1-6より金融庁作成

サイバーセキュリティに関する開示例

有価証券報告書

「事業等のリスク」の開示例

コニカミノルタ株式会社　有価証券報告書（2021年3月期）【事業等のリスク】P32-33

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

（3）事業等のリスク

（1）③その他のリスク

5）情報セキュリティ		
発生可能性：中	発生する可能性のある時期：特定時期なし	影響度：大

（2）

●リスク

当社グループは、様々な事業活動を通じて、顧客や取引先の個人情報あるいは機密情報を入手することがあります。これらの情報管理につきましては、サイバー攻撃等による不正アクセスや改ざん、データの破壊、紛失、漏洩等が不測の事情により発生する可能性があります。また、技術、契約、人事等に関する当社グループの機密情報が第三者に漏えい、不正使用された場合も、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

●対応・機会

情報管理について、適切な技術対策や社内管理体制の整備、従業員への教育等の対策を講じております。

また、サイバー攻撃を含むセキュリティインシデントに対応する組織としてCSIRT（注）を全グループで運用し、定期的な訓練を全グループで実施しております。さらに、製品・サービスに関して開発・設計・製造・販売・保守の全てのフェーズにおいて委託先を含めてサプライチェーン全体を一貫したセキュリティポリシーにてリスク管理を行うための包括的セキュリティマネジメント体制を2020年度より発足いたしました。これらを通してセキュリティの強化に努めてまいります。

新型コロナウイルスの影響によるテレワーク者増加に合わせて、よりセキュリティに配慮した勤務環境を提供する必要があり、暗号化通信による安全なネットワーク環境の提供と、会社指定デバイス以外からの社内環境への接続を制限しております。

また、当社グループは顧客のセキュリティ対策強化の支援にも注力しております。IT管理サービスとしてネットワークやアプリケーションの脆弱性の監視・管理サービス、リスクアセスメントを行うとともに、複合機からの情報漏洩を防止するためのデータの暗号化、パスワード設定やログ管理の機能、設定状況の監視と通知サービスを行う「bizhub（ビズハブ）SECURE」をグローバルに展開しております。新製品の「bizhub iシリーズ」には、社内ネットワークへのウイルス拡散を防止するため、すべての文書・FAXデータのウイルスをチェックする機能を搭載しております。オフィス内のITシステムを統合管理する「Workplace Hub」には、Sophos社のファイアウォール機能が搭載されており、ネットワークのリスクや脅威の検知と排除、情報漏洩に対応しております。

（注）CSIRT（Computer Security Incident Response Team）セキュリティ事故対応チーム

④新型コロナウイルス感染症に関するリスク

1）新型コロナウイルス感染拡大の影響		
発生可能性：高	発生する可能性のある時期：１年以内	影響度：大

当社グループは、グローバルな事業を展開しており、売上高における日本以外の地域の構成比は、80％以上を占めます。そうした事業環境下において、2019年度から続く新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、欧米地域では当社の顧客企業の事業活動が停滞し大きく需要が減少したため、当社の販売活動の停滞を余儀なくされました。新型コロナウイルスによる感染症の影響は、感染の規模や収束の時期について、４月末現在において入手可能な情報等に基づいて、当社グループが判断し一定の想定をしております。

一方、新型コロナウイルス感染症と闘いながら経済活動を再開していく過程においては、医療従事者への一層の支援が必要とされるとともに人々の価値観や働き方にも変化が生じております。パルスオキシメーターの増産による感染者の在宅療養への対応、胸部Ｘ線のAI診断支援、遠隔診断支援や「Workplace Hub」を活用した多拠点連携による働き方改革支援、自社実践から得られたテレワークのノウハウ提供等は、これらの社会課題の解決を通じ事業機会拡大も想定されます。

以下、セグメントごとに、リスク（マイナス側面）と機会（プラス側面）の両面から説明いたします。

●リスク・機会

（デジタルワークプレイス事業・プロフェッショナルプリント事業）

顧客企業のテレワークや事業活動の制限により、製品購入判断や設置の遅延、商談機会の制約や長期化、印刷量の減少が想定され、当社の経営成績においてもマイナスの影響がでています。

一方、テレワークなどの新しい働き方を支援する当社のITサービス・ソリューションや「Workplace Hub」は、主要顧客である中堅・中小企業や官公庁に強固な情報セキュリティを確立しながら、遠隔での協働を実現するソリューションとして販売機会の拡大を推し進めています。

営業活動においては、非対面営業による顧客への提案力向上のためのウェブセミナー開催やデータを活用したマーケティング等の顧客への科学的アプローチ、複合機に加えたIT商材の重ね売りなど、営業力の強化を推進してまいります。

プロダクションプリント事業では、企業内印刷等のオフィスドキュメント印刷は減少しますが、中大手印刷領域において、ポストコロナの印刷機器購買の変化をデジタル化拡大の追い風と捉え、自社で培った強みを更に差別化につなげることで、デジタル印刷市場の規模とシェアの拡大を実現してまいります。

また、テレワークの導入について悩まれている顧客へ、安全に社内の情報にアクセスできるテレワーク環境の整備、在宅勤務時でも社内に届くFAXを確認できるソリューション、稟議書等の社内ワークフローの電子化など、テレワーク環境を整備するための支援、個々の課題を解決するソリューションを多数、提供しております。

（ヘルスケア事業）

病院における一般患者や被検者の減少、当社グループからの病院や製薬企業への訪問が制約されることなどにより、販売の減少がワクチン接種による集団免疫獲得までは継続することが想定されます。

一方、新型コロナウイルス感染症の収束後には、これらの需要は戻ってくるものと見ており、加えて感染症対応も含めた持続可能な医療環境を支援するＸ線動態解析、AI読影支援システムや遠隔画像診断システム、医療画像管理と施設間連携をサポートする「infomity（インフォミティ）」、医療従事者の安全と作業効率向上に貢献する生体情報モニタリングシステム、遠隔診療やカウンセリングシステム、従業員健康管理プログラムなどの販売機会の拡大可能性が想定されます。

なお、米国のAmbry社では、2020年7月より開始した地域・企業・医療機機関に対するPCR・抗体検査について、2021年度も新型コロナウイルス感染症対策への支援として取り組んでまいります。

（インダストリー事業）

顧客企業のFPD（フラットパネルディスプレイ）製造ライン増設の遅延や最終製品の需要増減の影響が想定されます。

一方、新しい働き方の広がりに伴って、需要の拡大が期待されるノートPCやタブレット、スマートフォンなどの中小型ディスプレイ用の部材販売や、顧客製造ラインの検査工程の自動化による省人化を支援する当社グループ独自のソリューションなどの販売機会の拡大可能性が想定されます。

画像IoTの分野においては、AI解析によるサーマルカメラの体表温度測定ソリューションの需要が高まり、販売機会が拡大しております。

（生産・調達）

新型コロナウイルス感染拡大とその後の需要回復局面では、当社生産に加え、サプライヤーの企業活動や物流網に至るサプライチェーン全体に影響が及んでおります。サプライヤーでの需要回復に向けた過剰稼働による事故や局所的なロックダウンによる生産停止などの発生により、当社への供給不足、生産への影響に繋がる可能性が高まっております。また、サプライヤーの事業継続コストによる調達品目の価格高騰、もしくは事業継続が困難と判断された場合の代替品調達に伴う追加費用の発生などが生じる可能性があります。

対策として、BCP管理体制を開発・品質保証・調達・生産の連携で整え、調達リスク回避を進めるとともに、社内生産及びサプライヤーにおける労働環境整備（感染症防止策の徹底、リモート生産支援などニューノーマルへの対応）も継続しております。

●対応

当社では、新型コロナウイルス感染拡大に対し、各国政府・地域の法令・指導に従い、グループで働く人々とその家族、顧客、取引先を始めとする全てのステークホルダーの皆様の健康と安全確保を最優先に考え、感染拡大を防止するとともに、社会や顧客への製品・サービスの提供に支障が生じないよう、生産・物流を含めたサプライチェーン網の維持等にも最大限の努力を続けております。

特に、生産では以前より自社生産のデジタル化（DX化）に取組み、その効果をサプライヤーにも展開することで生産性の向上と品質、コストの競争力強化を進めております。

日本国内では、従業員に対し以前から推進している在宅のテレワークを引き続き推進し、従業員の高いパフォーマンス発揮のため、きめ細かなITサポートを拡充しております。

従業員が新型コロナウイルスに「感染しない・うつさない」ための行動ガイドラインを作成し、オフィスにおける具体的な取組み（30分単位の室内換気、少人数定員の座席配置、小まめな手洗いや勤務中のマスク着用等）を継続し徹底しております。さらには、在宅のテレワークを続けることで生じる従業員間の意思疎通や生活リズムの変化などの従業員のメンタルリスクに対して、相談窓口の設置などのメンタルケアを行っております。グローバル各拠点でも上記のとおり各国政府など行政の要請に基づいた適切な対応を継続しております。

（1）事業等のリスクについて、経営者が考えている発生可能性、顕在化する時期、顕在化した際の影響を具体的に記載

（2）各リスクについて、リスクの内容とその具体策を具体的に記載

（出所）コニカミノルタ株式会社 有価証券報告書（2021年3月期）P32-34

経済安全保障に関する開示例

経済安全保障に関する開示（イメージ）

「経済安全保障室」を設置して、諸外国が進める経済安全保障政策への対応を行っております。

当室においては、〇〇などの事業について、経済安全保障の観点から、統合的なリスク管理を行っております。

（出所）有価証券報告書の開示事例を基に金融庁作成